

資 料 編

資料編

1. 現況・一覧・事業計画.....	1
資料第1： 橋りょうの状況.....	1
資料第2： 橋りょう一覧.....	2
資料第3： トンネルの現況.....	4
資料第4： 避難所等位置図.....	5
資料第5： 消防水利設置状況.....	6
資料第6： 危険物の貯蔵施設の現況.....	6
資料第7： 農地関係事業計画.....	7
資料第8： 道路整備事業計画.....	7
資料第9： 河川整備事業計画.....	8
資料第10： 下水道事業計画.....	8
資料第11： 漁港施設.....	8
資料第12： 安房郡市消防本部所有車両の現況.....	9
資料第13： 安房郡市消防本部組織の現況.....	10
資料第14： 消防団所有車両の現況.....	11
資料第15： 消防団組織の現況.....	11
資料第16： 県防災行政無線設置場所及び概要.....	12
概要1： 電話交換システム.....	12
概要2： 一斉通報システム.....	12
概要3： 映像伝送システム.....	12
資料第17： 町防災行政無線設置場所.....	13
資料第18： 地すべり防止区域（国土交通省所管）.....	14
資料第19： 地すべり防止区域（農村振興局所管）.....	15
資料第20： 地すべり防止区域（林野庁所管）.....	16
資料第21： 地すべり危険箇所・土砂災害警戒区域（国土交通省所管）.....	16
資料第22： 急傾斜地危険区域指定地.....	17
資料第23： 土砂災害警戒区域.....	18
資料第24： 土石流危険溪流.....	25
資料第25： 砂防指定地.....	26
資料第26： 地すべり危険地区.....	26
資料第27： 山腹崩壊危険地区.....	27
資料第28： 崩壊土砂流出危険地区.....	27
資料第29： 地すべり対策事業（国土交通省所管）.....	27
資料第30： 急傾斜地崩壊対策事業（国庫補助事業）.....	28
資料第31： 荒廃砂防事業.....	28
資料第32： 文化財の現況.....	29
資料第33： 生活関連物資等備蓄状況.....	31

資料第34 :	医療機関の状況	32
資料第35 :	被災状況報告	33
資料第36 :	情報収集の報告先	34
資料第37 :	報告の種類及び報告の要領	35
資料第38 :	被害の認定基準	37
資料第39 :	千葉県消防広域応援基本計画	40
資料第40 :	自衛隊災害派遣・撤収要請依頼の様式	47
資料第41 :	自衛隊派遣要請の要請文書のあて先・緊急連絡先	49
資料第42 :	津波注意・警報発令放送文	51
資料第43 :	緊急警報放送の実施に伴う災害時の放送要請について	52
資料第44 :	緊急輸送ネットワーク	53
資料第45 :	町所有車両	56
資料第46 :	緊急通行車両等の確認事務処理要領の要旨	57
資料第47 :	緊急通行車両等の事前届出・確認手続等	73
資料第48 :	ヘリコプター発着場所	74
資料第49 :	医療救護活動の体系図	75
資料第50 :	し尿処理施設の状況	76
資料第51 :	ごみ処理施設の状況	76
資料第52 :	死体処理票	76
資料第53 :	埋・火葬台帳	77
資料第54 :	火葬場所	78
資料第55 :	町内各学校の児童数・生徒数及び園児数の状況	79
資料第56 :	災害救助法による救助の程度、方法及び期間について	80
資料第57 :	り災証明願・り災証明書	85
資料第58 :	激甚災害指定基準	87
資料第59 :	局地激甚災害指定基準	89
資料第60 :	鋸南町保安林区域	91
資料第61 :	町内雨量観測施設	92
資料第62 :	消防法別表第一に規定される危険物	93

1. 現況・一覧・事業計画

資料第1：橋りょうの状況

橋りょう及び面積の状況

(R4. 1. 1現在)

区分		10m以上			10m未満			合計		
		橋数	橋長	面積	橋数	橋長	面積	橋数	橋長	面積
勝山	永久橋	7	177.85	1,012.73	2	11.94	75.65	9	189.79	1,088.38
	木橋	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	7	177.85	1,012.73	2	11.94	75.65	9	189.79	1,088.38
佐久間	永久橋	15	376.45	1,926.81	19	99.19	385.65	34	475.64	2,312.46
	木橋	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	15	376.45	1,926.81	19	99.19	385.65	34	475.64	2,312.46
保田	永久橋	16	290.89	1,439.11	17	82.7	357.76	33	373.59	1,796.37
	木橋	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	16	290.89	1,439.11	17	82.7	357.76	33	373.59	1,796.37
合計	永久橋	38	845.19	4,378.65	38	193.83	819.06	76	1,039.02	5,197.71
	木橋	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	38	845.19	4,378.65	38	193.83	819.06	76	1,039.02	5,197.71

資料第2：橋りょう一覧

橋りょう一覧

(R4. 1. 1現在)

番号	施設名	路線名	所在地(自)	橋下施設名	架設年度	橋長(m)	全幅員(m)	面積(m2)	構造形式	保田地区	勝山地区	佐久間地区
1	水仙橋	町道1002号線	元名字三谷173	小碓川	1966	5.40	4.00	21.600	床版橋	○		
2	元名大橋	町道1010号線	元名字霞田1017	元名川	1971	24.96	5.20	129.790	桁橋(H桁(合成))	○		
3	元名中橋	町道1040号線	元名字平田872-2	元名川	不明	11.00	4.20	46.200	桁橋(H桁)	○		
4	汐止橋	町道1-102号線	元名字平田791-1	元名川	1895	13.40	3.90	52.260	アーチ橋	○		
5	元名中原橋	町道1046号線	元名字中原1155	元名川	不明	12.44	6.80	84.590	桁橋(H桁)	○		
6	権現橋	町道1104号線	保田字馬喰田385-1	保田川	1969	20.56	5.30	108.940	桁橋(H桁(合成))	○		
7	八幡2号橋	町道1091号線	大帷字字毛沢642-2	鹿峯川	不明	5.77	3.00	17.310	床版橋	○		
8	八幡橋	町道1090号線	大帷字字森ノ下687	保田川	1969	14.24	3.60	51.260	桁橋(H桁)	○		
9	中橋	町道1090号線	大帷字字法花766-1	保田川	1960	21.00	4.10	86.100	桁橋(T桁)	○		
10	本郷第1橋	町道1080号線	保田字上埋田2122	奥山川	不明	6.89	5.15	35.480	桁橋(T桁)	○		
11	荒田橋	町道1083号線	大帷字字寺ノ下1165-1	保田川	1970	25.05	4.20	105.210	桁橋(H桁(合成))	○		
12	氏神橋	町道3008号線	小保田字藤平田33-2	保田川	1972	18.81	3.00	56.430	桁橋(H桁(合成))	○		
13	木下橋	町道3009号線	小保田字荒井151-1	保田川	不明	17.30	3.10	53.630	桁橋(H桁)	○		
14	小向橋	町道2-203号線	小保田字荒井155-2	保田川	1968	17.40	3.75	65.250	桁橋(H桁)	○		
15	小向2号橋	町道2-203号線	小保田字小向1392	小向川	不明	5.02	3.79	19.030	床版橋	○		
16	大畑橋	町道3003号線	小保田字細田1441-1	小向川	不明	6.82	3.13	21.350	床版橋	○		
17	小向3号橋	町道2-203号線	小保田字細田1463	小向川	不明	3.50	3.03	10.610	床版橋	○		
18	小向4号橋	町道2-203号線	小保田字古畑1465-2	小向川	不明	3.10	3.03	9.390	床版橋	○		
19	台之下橋	町道3010号線	小保田字堀坊178-1	保田川	1977	15.71	3.20	50.270	床版橋	○		
20	西ノ下橋	町道3012号線	市井原字の場103	法定外水路	不明	4.10	3.30	13.530	床版橋	○		
21	神社橋	町道3025号線	市井原字東臺120-2	保田川	1969	15.14	3.60	54.500	桁橋(H桁(合成))	○		
22	瀬高橋	町道2-204号線	市井原字アソフ田1131	瀬高川	2004	2.69	5.25	14.120	溝橋(カルバート)	○		
23	細尾第1号橋	町道3015号線	市井原字沼田沢1092-2	細尾川	2011	3.90	5.80	22.620	溝橋(カルバート)	○		
24	細尾第2号橋	町道3015号線	市井原字富田1106	細尾川	2015	4.60	5.65	25.990	溝橋(カルバート)	○		
25	大沢橋	町道1120号線	大帷字字牛房田313	七面川	不明	6.95	5.13	35.650	床版橋	○		
26	台久保橋	町道1127号線	大帷字字台久保263	七面川	不明	5.48	4.30	23.560	床版橋	○		
27	阿原橋	町道1131号線	江月字遠柿432-1	七面川	不明	5.98	3.47	20.750	桁橋(H桁)	○		
28	田中橋	町道1135号線	江月字居下111	法定外水路	不明	2.80	3.08	8.620	床版橋	○		
29	大六橋	町道1148号線	大六字砂田78-1	大六川	1992	12.56	8.20	102.990	床版橋	○		
30	郷城橋	町道1146号線	大六字堀谷543-1	大六川	不明	2.20	4.10	9.020	溝橋(カルバート)	○		
31	渚大橋	町道2001号線	竜島字蟹田973-1	佐久間川	2002	50.50	7.70	388.850	桁橋		○	
32	神田2号橋	町道2024号線	竜島字蟹田945-1	法定外水路	不明	7.34	4.98	36.550	床版橋		○	
33	神田1号橋	町道2020号線	竜島字蟹田945-1	法定外水路	不明	4.60	8.50	39.100	床版橋		○	
34	大黒橋	町道2009号線	竜島字向田945-3	佐久間川	1968	25.06	5.22	130.810	床版橋		○	
35	学校橋	町道2056号線	竜島字古川1014-1	佐久間川	1972	25.23	4.80	121.100	桁橋(H桁(合成))		○	
36	和見橋	町道2072号線	下佐久間字下川田2617-1	佐久間川	1959	17.16	3.74	64.180	桁橋(T桁)		○	

番号	施設名	路線名	所在地(自)	橋下施設名	架設年度	橋長(m)	全幅員(m)	面積(m2)	構造形式	保田地区	勝山地区	佐久間地区
37	大門西橋	町道2075号線	下佐久間字五反田2725-1	佐久間川	1973	20.46	4.20	85.930	桁橋(H桁)		○	
38	天寧寺大橋	町道1-104号線	下佐久間字大門東3147-1	佐久間川	1964	18.64	6.10	113.700	桁橋(H桁(合成))		○	
39	正淵橋	町道1-104号線	下佐久間字大門東3099-1	佐久間川	1991	20.80	5.20	108.160	桁橋(H桁(合成))		○	
40	長井橋	町道4001号線	中佐久間字瀬戸口9-1	佐久間川	1973	17.14	3.70	63.420	桁橋(H桁(合成))			○
41	堂面橋	町道1-103号線	中佐久間字京出1132	法定外水路	不明	3.35	4.90	16.420	床版橋			○
42	堂面2号橋	町道4006号線	中佐久間字京出1134	法定外水路	不明	3.67	3.77	13.840	溝橋(カルバート)			○
43	大橋	町道1-103号線	中佐久間字大橋1306-1	佐久間川	1962	12.06	3.68	44.380	床版橋			○
44	赤伏西橋	町道4007号線	中佐久間字打越1308	大橋川	不明	3.02	2.87	8.670	床版橋			○
45	座古田橋	町道2-201号線	中佐久間字座古田1800-3	赤伏川	不明	6.04	6.00	36.240	床版橋			○
46	岩沢橋	町道4011号線	中佐久間字座古田1810-1	赤伏川	不明	10.98	3.60	39.530	床版橋			○
47	赤伏橋	町道2-201号線	中佐久間字知手2218	佐久間川	1959	11.75	4.62	54.290	桁橋(T桁)			○
48	別子橋	町道4022号線	上佐久間字十王43	佐久間川	1958	12.11	3.56	43.110	桁橋(T桁)			○
49	梅田橋	町道4022号線	中佐久間字梅田2874-2	道越川	不明	7.64	4.00	30.560	床版橋			○
50	不動橋	町道2-205号線	中佐久間字川崎2553	小山川	不明	7.14	6.80	48.550	アーチ橋			○
51	谷橋	町道4017号線	中佐久間字谷2819	小山川	不明	5.00	2.00	10.000	床版橋			○
52	道越橋	町道4019号線	中佐久間字道越2949-2	道越川	不明	6.34	4.60	29.160	床版橋			○
53	御堂下橋	町道4025号線	上佐久間字十王80	佐久間川	不明	12.00	4.10	49.200	桁橋(T桁)			○
54	長谷川橋	町道4025号線	上佐久間字御堂下1266	法定外水路	不明	2.77	3.56	9.860	床版橋			○
55	出口橋	町道4025号線	上佐久間字川久保1293	法定外水路	不明	4.98	4.36	21.710	床版橋			○
56	川久保橋	町道4028号線	上佐久間字和田口601	佐久間川	不明	12.46	3.70	46.100	床版橋			○
57	中村橋	町道4025号線	上佐久間字川久保1405-2	佐久間川	1961	13.11	3.70	48.510	桁橋(H桁)			○
58	山賀橋	町道4069号線	上佐久間字菅ノ谷1603	向田川	不明	8.44	2.77	23.380	床版橋			○
59	大久保橋	町道4030号線	上佐久間字向田1528-1	佐久間川	不明	12.50	3.70	46.250	桁橋(H桁)			○
60	金銅橋	町道1-106号線	大崩字小萩2335-1	小萩川	1981	115.00	6.20	713.000	桁橋(T桁)			○
61	新長尾橋	町道4037号線	大崩字長尾39	大崩川	1985	90.00	6.20	558.000	桁橋(T桁)			○
62	三十畑橋	町道4035号線	大崩字長尾83	法定外水路	不明	3.03	4.80	14.540	床版橋			○
63	向田橋	町道4036号線	大崩字作ノ田1235	大崩川	不明	2.40	3.20	7.680	溝橋(カルバート)			○
64	大田1号橋	町道4056号線	奥山字内代223	佐久間川	不明	11.34	2.46	27.900	桁橋(H桁)			○
65	大田2号橋	町道4057号線	奥山字内代313	佐久間川	2005	18.00	5.20	93.600	桁橋(H桁)			○
66	共栄橋	町道4056号線	奥山字山ノ田454-2	佐久間川	不明	6.16	3.03	18.660	桁橋(T桁)			○
67	共栄2号橋	町道4056号線	奥山字太田367	法定外水路	不明	5.00	3.08	15.400	床版橋			○
68	湯沢橋	町道4055号線	奥山字押ノ尾927-1	佐久間川	不明	6.41	2.94	18.850	床版橋			○
69	小滝沢橋	町道4054号線	奥山字押ノ尾915-2	佐久間川	不明	8.00	4.16	33.280	桁橋(H桁)			○
70	天王橋	町道1173号線	保田字京田478-1	保田川	1995	34.60	9.00	311.400	桁橋(箱桁)	○		
71	田京橋	町道3038号線	小保田字田京59-3	保田川	不明	7.50	6.55	49.130	桁橋(T桁)	○		
72	保田跨道橋	町道1177号線	保田字藪ヶ谷888	富津館山線	1999	16.73	4.80	80.290	ラーメン橋	○		
73	旧下川橋	町道4090号線	中佐久間字榎戸2254-1	佐久間川	不明	16.40	4.30	70.520	桁橋(H桁)			○
74	関谷橋	農道	奥山字内代21	佐久間川	不明	11.60	2.50	29.000	床版橋			○
75	小東沢橋	農道	奥山字太田221	法定外水路	不明	4.70	2.32	10.900	床版橋			○
76	潤谷橋	農道	奥山字相ノ尾625	佐久間川	不明	5.10	3.52	17.950	床版橋			○

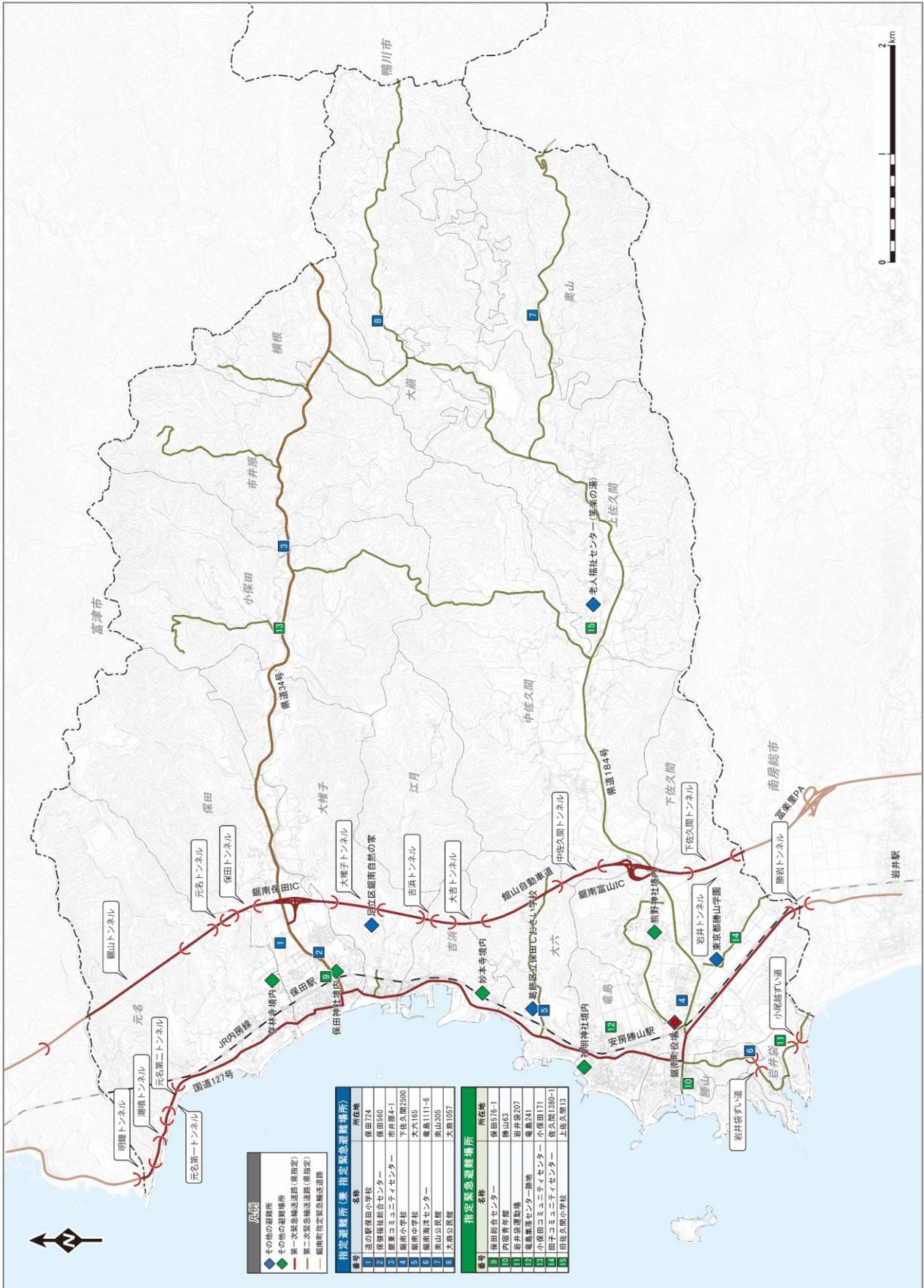
資料第3：トンネルの現況

トンネルの現況一覧

(R4. 1. 1現在)

市町村名	字	路線名	トンネル名	延長(m)	幅員(m)	有効高(m)
鋸南町	大崩	町道1-106号線	湯沢隧道	36.2	6.0	4.0
鋸南町	岩井袋	町道1-105号線	岩井袋隧道	109.0	5.5	4.2
鋸南町	岩井袋	町道1-105号線	小尾越隧道	51.3	9.4	4.4
鋸南町	勝山	町道2049号線	内宿隧道	30.3	3.4	3.3
鋸南町	大六、竜島	町道1169号線	勝六隧道	74.5	4.0	3.7
			5箇所	301.3		

資料第4：避難所等位置図



資料第5：消防水利設置状況

消防水利施設の状況

(R4. 1. 1現在)

水量別 地区別	100㎡ 以上	40~ 100㎡	20~ 40㎡	20㎡ 以下	消火栓	プール	井戸 砕 用水	海岸	その他	計 (箇所)
勝山	6	16	4	2	58	1	3	1	3	94
保田	3	29	1	3	79	1	41	5	4	166
佐久間	0	24	4	9	13	0	19	-	2	71
合計	9	69	9	14	150	2	63	6	9	331

資料第6：危険物の貯蔵施設の現況

危険物施設一覧表

(R3. 4. 1現在)

地区名	屋外 タンク 貯蔵所	屋内 タンク 貯蔵所	地下 タンク 貯蔵所	移動 タンク 貯蔵所	屋外 貯蔵所	屋内 貯蔵所	営業用 給油 取扱所	自家用 給油 取扱所	特別 取扱所	一般 取扱所
元名										
保田			1					1		
大帷子			1							
小保田				1			1			
吉浜	3								1	1
大六		1								
竜島	1			1		1	1			
勝山	2			1					1	
下佐久間	2	1	2							2
中佐久間								1		
合計	8	2	4	3		1	2	2	2	3

資料第7：農地関係事業計画

計 画 事 業

(R3. 9. 1現在)

事業名	事業主体	事業内容	備考
地すべり対策事業	県	地すべり対策工事 23地区 1369.25ha	継続

資料第8：道路整備事業計画

計 画 事 業 ※R3 過疎計画ベース(令和3年度～令和7年度)

(R3. 9. 1現在)

事業名	事業主体	事業内容	備考
町道2-202号線(両向) 改良(舗装・排水)	鋸南町	L=430m W=4.0	
町道2-206号線(大崩) 改良(舗装・排水)	鋸南町	L=3,100m W=5.0～7.0	
町道1-105号線(田町) 改良(舗装・排水)	鋸南町	L=130m W=4.0	
町道3015号線(市井原) 改良(舗装・排水)	鋸南町	L=800m W=5.0m	
町道2105号線(田子) 改良(舗装・排水)	鋸南町	L=500m W=3.0m	
町道1-106・4037号線(大崩) 交差点改良	鋸南町	交差点改良	
町道1010号線駐車場(保田) 舗装・安全施設	鋸南町	舗装A=5400㎡ 安全施設L=250m	
町道2001号線駐車場(竜島) 舗装	鋸南町	舗装A=2070㎡	
道路長寿命化事業 橋梁点検・トンネル点検	鋸南町	橋梁点検 トンネル点検	
橋梁長寿命化事業(中橋)	鋸南町	L=12.0m W=5.0m	
橋梁長寿命化事業(神田2号橋)	鋸南町	L=7.34m W=5.0m	
橋梁長寿命化事業(西ノ下橋)	鋸南町	L=3.30m W=4.1m	
橋梁長寿命化事業(神田1号橋)	鋸南町	L=4.60m W=8.5m	
橋梁長寿命化事業(堂面橋)	鋸南町	L=3.35m W=4.9m	
橋梁長寿命化事業(小向3号橋)	鋸南町	L=3.50m W=3.0m	
橋梁長寿命化事業(郷城橋)	鋸南町	L=2.20m W=4.1m	
橋梁長寿命化事業(長井橋)	鋸南町	L=17.14m W=3.7m	
橋梁長寿命化事業(大田1号橋)	鋸南町	L=11.34m W=2.5m	
橋梁長寿命化事業(元名中橋)	鋸南町	L=11.00m W=4.2m	

資料第9：河川整備事業計画

計 画 事 業

(R4. 1. 1現在)

事業名	事業主体	事業内容		備考
二級河川整備事業 (保田川、佐久間川)	県	重要水防箇所の整備要望 河川堆積土の撤去要望		継続

資料第10：下水道事業計画

計 画 事 業

(R3. 9. 1現在)

事業名	事業主体	事業内容		備考
合併浄化槽設置整備事業	町	合併浄化槽設置補助		継続
谷田浄化槽改修事業	町	合併浄化槽新設(500人槽) 既存RC浄化槽撤去工事		新規

資料第11：漁港施設

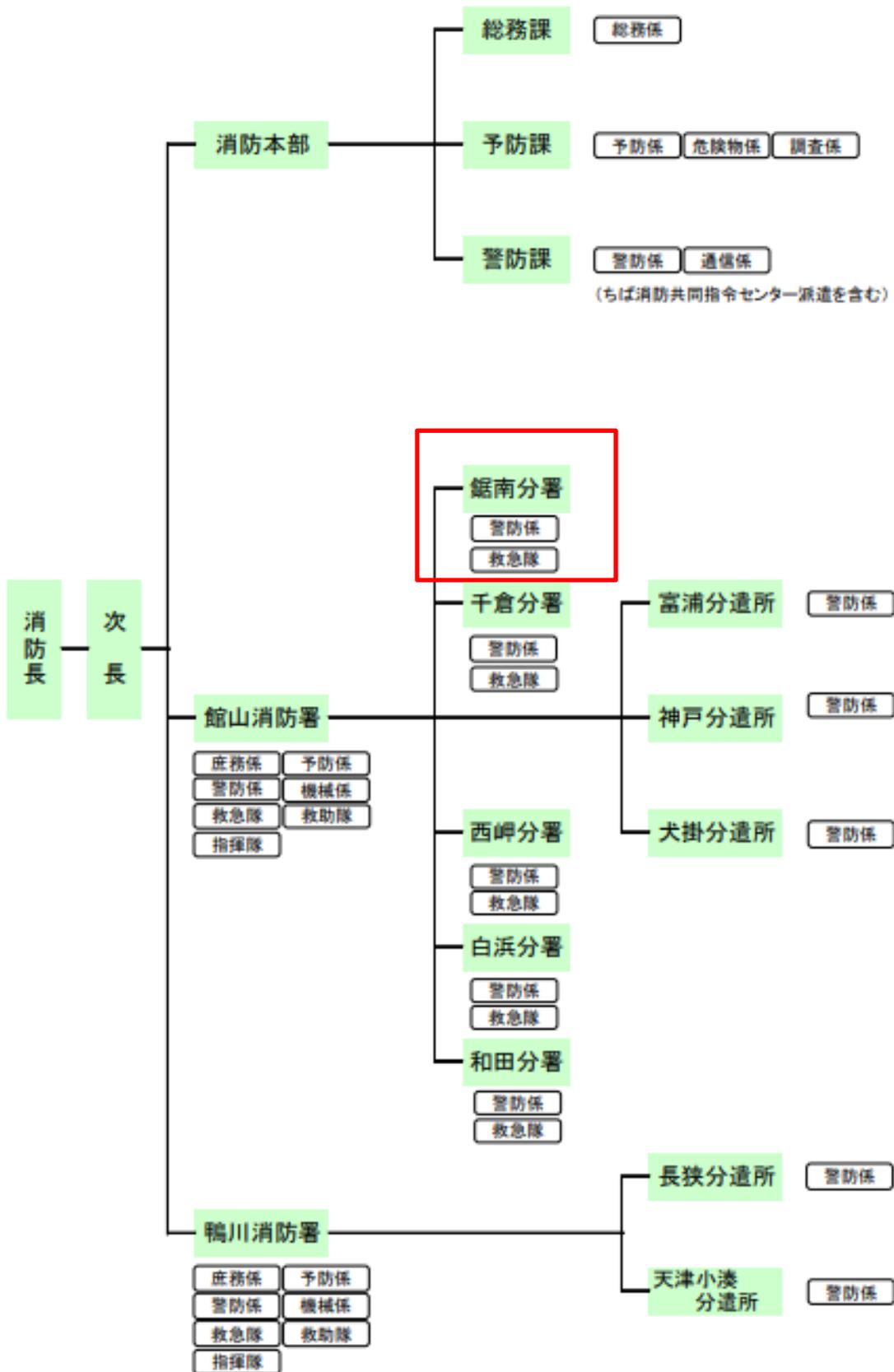
漁 港 名	種 別	
勝 山 漁 港	第2種	県 営
保 田 漁 港	第2種	町 営
岩 井 袋 漁 港	第1種	町 営

資料第12：安房郡市消防本部所有車両の現況

(令和3年4月1日現在)

区分 配置先		消防職員	消防ポンプ車	水槽付消防ポンプ自動車	梯子付消防ポンプ自動車	救助工作車	化学車	救急自動車	資機材搬送車	指揮車	査察車	連絡車	広報車	非常用消防車	非常用救急車	可搬動力	
消防本部	消防長	1															
	次長	1															
	総務課	5										2					
	予防課	10									1		1				
	警防課 (ちば消防共同指令センター派遣を含む)	14							1			1					
館山消防署管轄	館山消防署	54	1	1	1	1	1	1		1	1		1	1	1	1	3
	鋸南分署	18		1				1									1
	千倉分署	18		1				1									1
	西岬分署	18		1				1									1
	白浜分署	18		1				1									1
	和田分署	18		1				1									1
	富浦分遣所	10		1													1
	神戸分遣所	10		1													1
大掛分遣所	10		1													1	
鴨管川消防署轄	鴨川消防署	49	1	1	1	1		1		1			1				1
	長狭分遣所	10		1													1
	天津小湊分遣所	10		1													1
合計		274	2	12	2	2	1	7	1	2	2	3	3	1	1	14	

資料第 1 3 : 安房郡市消防本部組織の現況

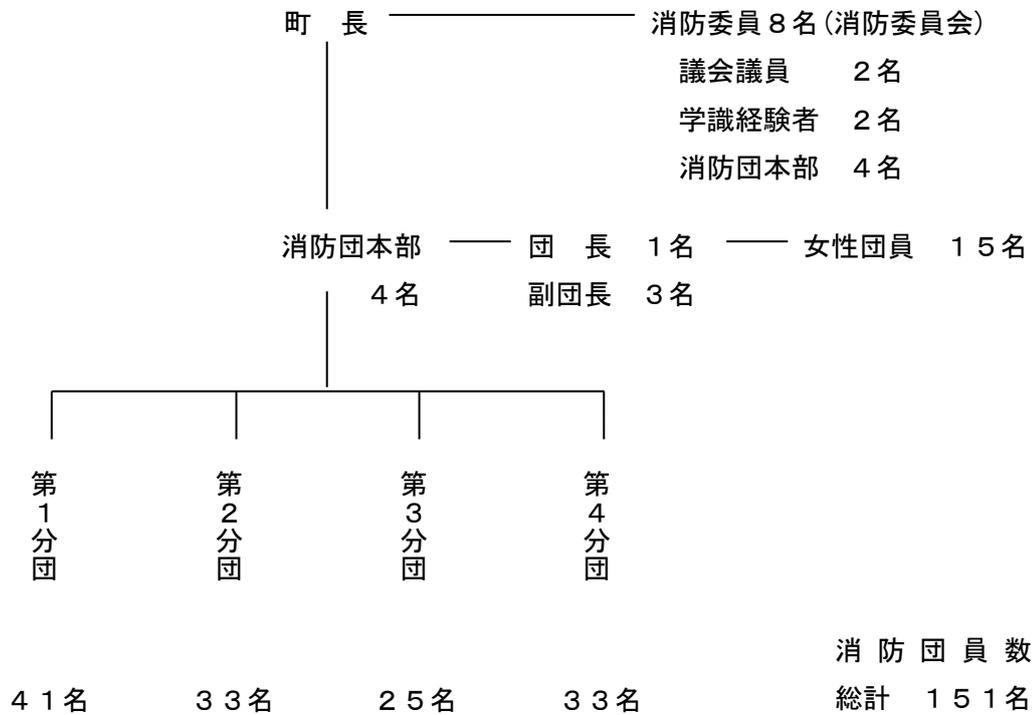


資料第 1 4 : 消防団所有車両の現況

所 属	号 車	車 名	馬 力	購入年月	備 考
本 部	指令車	ホンダ CR-V	2 0 0 0 c c	H 8 . 6	
1 分 団	1 号 車	イスズ KK-NKR71GN	1 3 0 H P	H 1 2 . 1 1	水槽付・可搬搭載
	2 号 車	スバル LE-TT2	3 5 H P	H 1 8 . 1 2	小型動力ポンプ搭載
2 分 団	3 号 車	ヒノ TKG-XZU640H	1 5 0 H P	H 3 1 . 3	水槽付・ホースカー搭載
	4 号 車	イスズ BKG-NHS85A	1 1 0 H P	H 2 2 . 3	救助資機材搭載
3 分 団	5 号 車	イスズ KK-FRR33D4V	2 2 5 H P	H 1 3 . 1 1	水槽付・可搬搭載
	6 号 車	ヒノ TKG-XZU640M	1 5 0 H P	H 2 7 . 3	水槽付・ホースカー搭載
4 分 団	7 号 車	イスズ KR-NKR81GN	1 3 0 H P	H 1 4 . 1 1	水槽付・可搬搭載

資料第 1 5 : 消防団組織の現況

(R 3 . 4 . 1 現在)



資料第 16 : 県防災行政無線設置場所及び概要

設置場所：鋸南町役場	}	防災 F A X [2 階総務企画課 (番号 4 6 3 - 7 2 2)]
		一斉通報用電話機 (2 階総務企画課 1 階宿直室)
		防災電話機 [3 階地域振興課 (番号 4 6 3 - 7 2 7)
		2 階総務企画課 (番号 4 6 3 - 7 2 1)
		1 階宿直室 (番号 4 6 3 - 7 2 9)]

概要 1 : 電話交換システム

- (1) ネットワーク加入の各機関相互間で電話・FAX 通信が行えます。
- (2) 各地球局は、「地域衛生通信ネットワーク」に加入の都道府県、自治体と電話・FAX の通信が行えます。
- (3) 県内の FAX 通信には県庁に設置した FAX メールの利用ができます。
- (4) 県庁及び支庁に設置した全県移動局(復信方式)と地上系、衛星系の各機関の電話機関で、ダイヤル接続による通信ができます。

概要 2 : 一斉通報システム

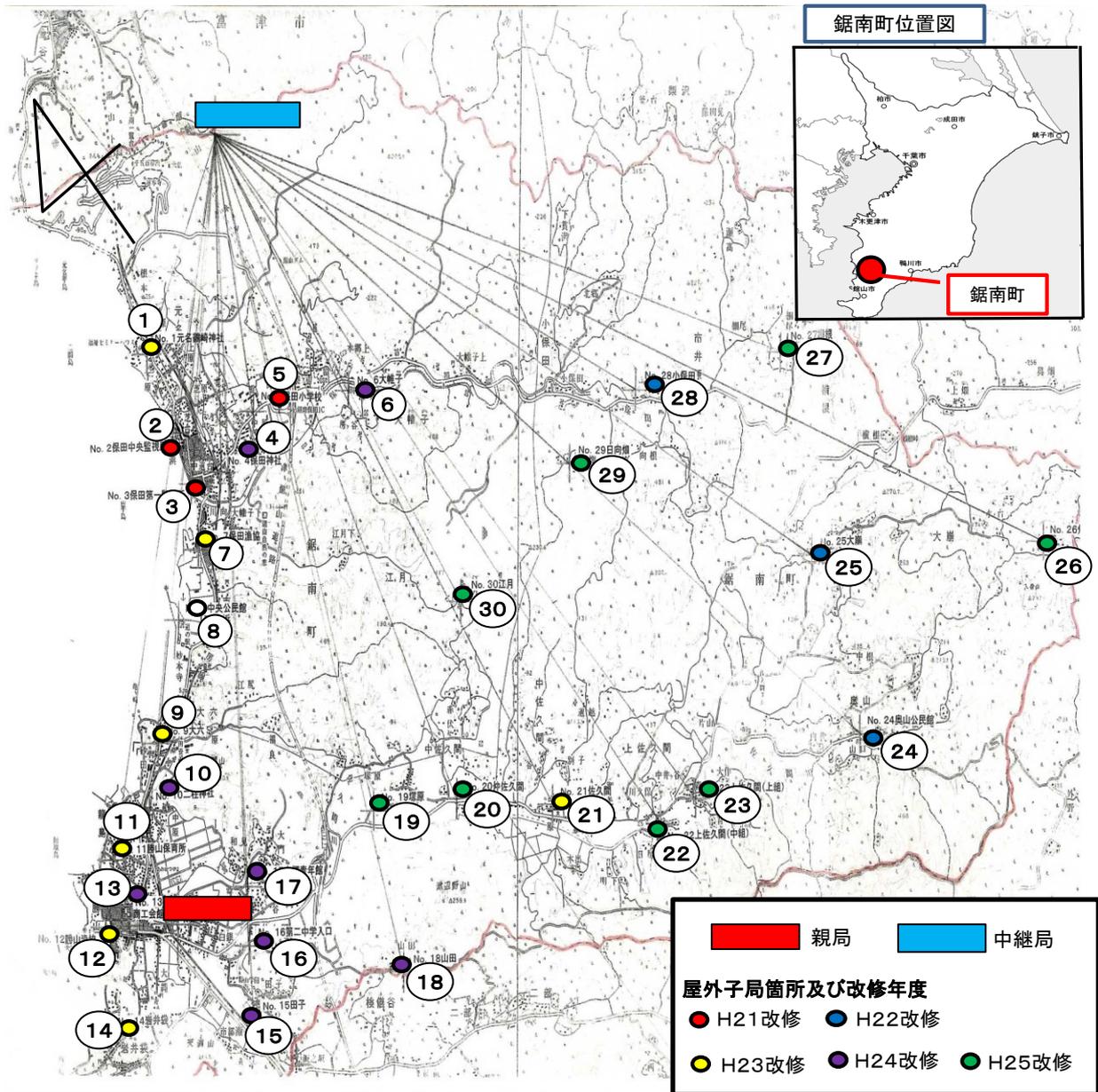
- (1) 県庁情報通信管理室から各局に対し音声及び FAX による一斉通報が行えます。
- (2) 一斉通報は地上及び衛星回線に専用回線を使用しています。受信側は専用の電話機及び FAX で受信します。
- (3) 一斉通報は、地域別・機関別等任意の宛先で通報することができます。
- (4) 各局に設置した FAX から県庁情報通信管理室の一斉通報台を利用して一斉通報(依頼一斉)ができます。

概要 3 : 映像伝送システム

- (1) 県庁情報通信管理室及び衛星移動車から電送される映像は各局に設置したテレビで受信できます。
- (2) 「地域衛星通信ネットワーク」加入の他県の自治体等から送られる映像も受信できます。

資料第 17：町防災行政無線設置場所

基地局	鋸南町役場		
中継局（1箇所）	鋸山中継所（鋸南町元名字高塚1，665番地）		
子局（30箇所）	元名鶴崎神社 保田中央監視所 保田第一監視所 保田神社 保田小学校 大帷子 保田漁協 中央公民館 大六 二柱神社	勝山保育所 勝山漁協 商工会館 岩井袋 田子 第二中学入口 本郷青年館 山田 塚原 中佐久間	佐久間 上佐久間中組 上佐久間上組 奥山公民館 大崩 畑 横根 小保田 日向畑 江月



資料第18：地すべり防止区域（国土交通省所管）

地すべり防止区域(国土交通省所管)

(R4. 1. 1現在)

No.	地すべり地域名	所在地	面積(ha)	指定年月日及び告示番号
3	横 根	安房郡鋸南町横根	24.5	S35.3.4 建告示第315号
15	市 井 原	安房郡鋸南町井原	14.7	S43.3.1 建告示第252号

資料第19：地すべり防止区域（農村振興局所管）

地すべり防止区域（農村振興局所管）

（R4. 1. 1現在）

地域番号	地域名	指定面積	指定年月日	農林省告示番号	所在地
5	奥山	19.70	S35. 9. 13	885	安房郡鋸南町
6	中佐久間	77.10	S35. 4. 5	303	〃
6—1	〃（追加）	13.40	S63. 3. 22	319	〃
7	江月	24.40	S39. 3. 9	239	〃
8	道越	13.50	S40. 7. 29	812	〃
9	太田	14.50	S40.12. 7	1, 534	〃
10	畑	80.50	S42. 3. 31	515	〃
11	田子山田	47.20	S42. 3. 31	516	〃
15	小保田南	57.50	S44. 3. 31	413	〃
16	小保田北	80.50	S44. 3. 31	414	〃
16—1	〃（追加）	5.40	H 2. 3. 16	427	〃
21	中尾原	14.50	S45. 3. 31	426	〃
22	江月下	74.80	S45. 3. 31	427	〃
29	上佐久間	101.00	S47. 3. 24	443	〃
33	向根	84.02	S49. 2. 20	86	〃
37	瀬高	89.50	S50. 3. 29	349	〃
38	奥道越	108.36	S51. 3. 25	308	〃
42	大崩	112.83	S52. 3. 26	299	〃
43	遣水	44.90	S53. 3. 31	405	〃
45	永井大橋	55.70	S53. 3. 31	405	〃
47	明下	75.60	S55. 3. 17	346	〃
49	森	66.60	S56. 3. 18	372	〃
51	元名	27.20	S59. 3. 12	631	〃
52	大六	42.96	H 2. 3. 16	413	〃
52—1	〃（追加）	3.20	H12.12. 7	1, 517	〃
53	細尾横根	34.38	H 6. 7. 7	1, 018	〃
計	23地区・鋸南町	1,369.25			

資料第20：地すべり防止区域（林野庁所管）

地すべり防止区域(林野庁所管)

(R4. 1. 1現在)

No.	地域名	指定面積	指定年月日	農林省告示番号	所在地
29	大帷子北	88.56	H 2.10. 2	1, 274	安房郡鋸南町大帷子

資料第21：地すべり危険箇所・土砂災害警戒区域（国土交通省所管）

地すべり危険箇所・土砂災害警戒区域(国土交通省所管)

(R4. 1. 1現在)

No.	箇所名	位置			
		都市	町村	大字	小字
3	横根	安房郡	鋸南町	横根	
44	湯沢1	安房郡	鋸南町	横根	
45	湯沢2	安房郡	鋸南町	横根	
46	元名	安房郡	鋸南町	元名	
15	市井原	安房郡	鋸南町	市井原	

資料第22：急傾斜地危険区域指定地

急傾斜地崩壊危険区域指定地

(R4. 1. 1現在)

番号	地区名	所在地	面積 (㎡)	告示番号及び指定年月日
29	岩井袋	安房郡鋸南町岩井袋	34,129.09	千葉597号 S49. 7.16 千葉156号 S53. 2.21
30	内宿	“ “ 内宿	29,001.89	千葉172号 S50. 2.18
40	板井ヶ谷	安房郡鋸南町板井ヶ谷	18,660.84	千葉236号 S52. 3.29
79	大黒山	安房郡鋸南町勝山字大黒	22,000.92	千葉491号 S56. 5.22
80	磯ヶ谷	“ “ 岩井袋字磯ヶ谷	16,541.44	“ “
81	日陰	“ “ 吉浜字日陰	12,361.63	“ “
82	亀磯	“ “ 吉浜字亀磯	8,371.52	“ “
83	大六	“ “ 大六字砂田	15,913.78	“ “
414	勝山	“ “ 勝山	2,475.91	千葉610号 H12. 8.22
481	玉ノ井	“ “ 竜島	1,617.18	千葉850号 H17. 11.15

資料第 2 3 : 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域

(R3. 5月時点)

箇所番号	市町村名	箇所名	現象	告示番号	告示年月日	事務所
I-1088	鋸南町	岩井袋 1	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
I-1088	鋸南町	岩井袋 1	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
I-1088	鋸南町	岩井袋 1	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
I-1091	鋸南町	岩井袋 2	急傾斜地の崩壊	千第 288 号	R3.5.11	安房土木事務所
I-1091	鋸南町	岩井袋 2	急傾斜地の崩壊	千第 288 号	R3.5.11	安房土木事務所
I-1092	鋸南町	下佐久間 26	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
I-1093	鋸南町	大門	急傾斜地の崩壊	千第 493 号	H20.5.20	安房土木事務所
I-1093	鋸南町	大門	急傾斜地の崩壊	千第 493 号	H20.5.20	安房土木事務所
I-1094	鋸南町	下佐久間 2 7	急傾斜地の崩壊	千第 288 号	R3.5.11	安房土木事務所
I-1094	鋸南町	下佐久間 2 7	急傾斜地の崩壊	千第 288 号	R3.5.11	安房土木事務所
I-1095	鋸南町	大黒山	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
I-1095	鋸南町	大黒山	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
I-1096	鋸南町	内宿	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
I-1096	鋸南町	内宿	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
I-1096	鋸南町	内宿	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
I-1097	鋸南町	板井ヶ谷 1	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
I-1098	鋸南町	板井ヶ谷 2	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
I-1099	鋸南町	竜島 1	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
I-1100	鋸南町	上佐久間 3 3	急傾斜地の崩壊	千第 288 号	R3.5.11	安房土木事務所
I-1100	鋸南町	上佐久間 3 3	急傾斜地の崩壊	千第 288 号	R3.5.11	安房土木事務所
I-1100	鋸南町	上佐久間 3 3	急傾斜地の崩壊	千第 288 号	R3.5.11	安房土木事務所
I-1100	鋸南町	上佐久間 3 3	急傾斜地の崩壊	千第 288 号	R3.5.11	安房土木事務所
I-1101	鋸南町	上佐久間 34	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
I-1101	鋸南町	上佐久間 34	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
I-1101	鋸南町	上佐久間 34	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
I-1102	鋸南町	奥山 4	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
I-1102	鋸南町	奥山 4	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
I-1103	鋸南町	大崩 18	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
I-1104	鋸南町	藪ヶ谷	急傾斜地の崩壊	千第 671 号	H20.9.5	安房土木事務所
I-1104	鋸南町	藪ヶ谷	急傾斜地の崩壊	千第 671 号	H20.9.5	安房土木事務所
I-1104	鋸南町	藪ヶ谷	急傾斜地の崩壊	千第 671 号	H20.9.5	安房土木事務所
I-1104	鋸南町	藪ヶ谷	急傾斜地の崩壊	千第 671 号	H20.9.5	安房土木事務所
I-1105	鋸南町	田端	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
I-1105	鋸南町	田端	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所

箇所番号	市町村名	箇所名	現象	告示番号	告示年月日	事務所
I -1105	鋸南町	田端	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
I -1106	鋸南町	吉浜 2	急傾斜地の崩壊	千第 288 号	R3.5.11	安房土木事務所
I -1106	鋸南町	吉浜 2	急傾斜地の崩壊	千第 288 号	R3.5.11	安房土木事務所
I -1108	鋸南町	吉浜 3	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
I -1364	鋸南町	竜島 4	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
I -141160	鋸南町	元名 8	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
I -141160	鋸南町	元名 8	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
I -141160	鋸南町	元名 8	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
I -141160	鋸南町	元名 8	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
I -141161	鋸南町	下佐久間 22	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
I -141162	鋸南町	下佐久間 23	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
I -141163	鋸南町	竜島 3	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
I -141164	鋸南町	大帷子 12	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
I -1648	鋸南町	元名 1	急傾斜地の崩壊	※調査予定箇所	－	安房土木事務所
I -1648	鋸南町	元名 1	急傾斜地の崩壊	※調査予定箇所	－	安房土木事務所
I -1649	鋸南町	元名 3	急傾斜地の崩壊	千第 671 号	H20.9.5	安房土木事務所
I -1649	鋸南町	元名 3	急傾斜地の崩壊	千第 671 号	H20.9.5	安房土木事務所
I -1650	鋸南町	大帷子 2	急傾斜地の崩壊	千第 671 号	H20.9.5	安房土木事務所
I -1650	鋸南町	大帷子 2	急傾斜地の崩壊	千第 671 号	H20.9.5	安房土木事務所
I -1651	鋸南町	小保田 10	急傾斜地の崩壊	千第 671 号	H20.9.5	安房土木事務所
I -1651	鋸南町	小保田 10	急傾斜地の崩壊	千第 671 号	H20.9.5	安房土木事務所
I -1652	鋸南町	上佐久間 5	急傾斜地の崩壊	千第 671 号	H20.9.5	安房土木事務所
I -1653	鋸南町	上佐久間 8	急傾斜地の崩壊	千第 671 号	H20.9.5	安房土木事務所
I -1654	鋸南町	上佐久間 17	急傾斜地の崩壊	千第 671 号	H20.9.5	安房土木事務所
I -1655	鋸南町	下佐久間 5	急傾斜地の崩壊	千第 448 号	H20.5.20	安房土木事務所
I -1656	鋸南町	下佐久間 9	急傾斜地の崩壊	千第 448 号	H20.5.20	安房土木事務所
II -142101	鋸南町	中佐久間 13	急傾斜地の崩壊	千第 243 号	R2.4.7	安房土木事務所
II -142102	鋸南町	大崩 15	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -143051	鋸南町	下佐久間 24	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -143052	南房総市	検儀谷 10	急傾斜地の崩壊	千第 228 号	R3.3.30	安房土木事務所
II -143053	鋸南町	下佐久間 25	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -143102	鋸南町	大帷子 8	急傾斜地の崩壊	千第 243 号	R2.4.7	安房土木事務所
II -5262	南房総市	二部 18	急傾斜地の崩壊	千第 228 号	R3.3.30	安房土木事務所
II -5263	南房総市	検儀谷 1	急傾斜地の崩壊	千第 228 号	R3.3.30	安房土木事務所
II -5265	南房総市	検儀谷 3	急傾斜地の崩壊	千第 228 号	R3.3.30	安房土木事務所
II -5266	南房総市	検儀谷 4	急傾斜地の崩壊	千第 228 号	R3.3.30	安房土木事務所
II -5278	南房総市	二部 5	急傾斜地の崩壊	千第 97 号	H21.1.30	安房土木事務所
II -5278	南房総市	二部 5	急傾斜地の崩壊	千第 97 号	H21.1.30	安房土木事務所

箇所番号	市町村名	箇所名	現象	告示番号	告示年月日	事務所
II-5343	鋸南町	元名 2	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II-5345	鋸南町	保田 1	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5346	鋸南町	小保田 1	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5346	鋸南町	小保田 1	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5348	鋸南町	小保田 3	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5349	鋸南町	小保田 4	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5350	鋸南町	市井原 1	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II-5351	鋸南町	市井原 2	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II-5351	鋸南町	市井原 2	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II-5352	鋸南町	市井原 3	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II-5353	鋸南町	元名 4	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5354	鋸南町	元名 5	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II-5355	鋸南町	元名 6	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II-5356	鋸南町	元名 7	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II-5357	鋸南町	保田 2	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II-5358	鋸南町	保田 3	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II-5359	鋸南町	保田 4	急傾斜地の崩壊	千第 671 号	H20.9.5	安房土木事務所
II-5359	鋸南町	保田 4	急傾斜地の崩壊	千第 671 号	H20.9.5	安房土木事務所
II-5360	鋸南町	保田 5	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II-5360	鋸南町	保田 5	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II-5361	鋸南町	保田 6	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II-5361	鋸南町	保田 6	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II-5361	鋸南町	保田 6	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II-5361	鋸南町	保田 6	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II-5362	鋸南町	保田 7	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II-5362	鋸南町	保田 7	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II-5363	鋸南町	大帷子 1	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II-5365	鋸南町	大帷子 3	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II-5366	鋸南町	大帷子 4	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II-5367	鋸南町	小保田 5	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II-5368	鋸南町	小保田 6	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II-5369	鋸南町	小保田 7	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5369	鋸南町	小保田 7	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5370	鋸南町	小保田 8	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5371	鋸南町	小保田 9	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5373	鋸南町	小保田 11	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II-5373	鋸南町	小保田 11	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II-5374	鋸南町	小保田 12	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所

箇所番号	市町村名	箇所名	現象	告示番号	告示年月日	事務所
II-5375	鋸南町	市井原 4	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5376	鋸南町	市井原 5	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5377	鋸南町	市井原 6	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II-5377	鋸南町	市井原 6	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II-5377	鋸南町	市井原 6	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II-5378	鋸南町	市井原 7	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II-5379	鋸南町	市井原 8	急傾斜地の崩壊	千第 671 号	H20.9.5	安房土木事務所
II-5380	鋸南町	横根 1	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5380	鋸南町	横根 1	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5381	鋸南町	横根 2	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5382	鋸南町	横根 3	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5382	鋸南町	横根 3	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5383	鋸南町	横根 4	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5383	鋸南町	横根 4	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5384	鋸南町	横根 5	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5384	鋸南町	横根 5	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5385	鋸南町	大崩 1	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5386	鋸南町	大帷子 5	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5387	鋸南町	大帷子 6	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5388	鋸南町	大帷子 7	急傾斜地の崩壊	千第 288 号	R3.5.11	安房土木事務所
II-5389	鋸南町	吉浜	急傾斜地の崩壊	千第 671 号	H20.9.5	安房土木事務所
II-5389	鋸南町	吉浜	急傾斜地の崩壊	千第 671 号	H20.9.5	安房土木事務所
II-5390	鋸南町	大六 1	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5390	鋸南町	大六 1	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5390	鋸南町	大六 1	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5391	鋸南町	江月 1	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II-5392	鋸南町	江月 2	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5392	鋸南町	江月 2	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5394	鋸南町	江月 4	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5395	鋸南町	中佐久間 4	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5395	鋸南町	中佐久間 4	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5396	鋸南町	大崩 2	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5398	鋸南町	大崩 4	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5399	鋸南町	大崩 5	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5400	鋸南町	大崩 6	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5400	鋸南町	大崩 6	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5401	鋸南町	大崩 7	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II-5402	鋸南町	大崩 8	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所

箇所番号	市町村名	箇所名	現象	告示番号	告示年月日	事務所
II -5402	鋸南町	大崩 8	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5403	鋸南町	上佐久間 1	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5404	鋸南町	上佐久間 2	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5404	鋸南町	上佐久間 2	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5405	鋸南町	上佐久間 3	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5405	鋸南町	上佐久間 3	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5406	鋸南町	奥山 1	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5407	鋸南町	奥山 2	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5408	鋸南町	奥山 3	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5409	鋸南町	大崩 9	急傾斜地の崩壊	千第 289 号	R3.5.11	安房土木事務所
II -5410	鋸南町	大崩 10	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5411	鋸南町	大崩 11	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5412	鋸南町	大崩 12	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5413	鋸南町	大崩 13	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5415	鋸南町	勝山	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II -5416	鋸南町	大六 9	急傾斜地の崩壊	※調査予定箇所	—	安房土木事務所
II -5417	鋸南町	大六 2	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5418	鋸南町	大六 3	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5418	鋸南町	大六 3	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5419	鋸南町	大六 4	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5420	鋸南町	大六 5	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5421	鋸南町	大六 6	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5421	鋸南町	大六 6	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5422	鋸南町	大六 7	急傾斜地の崩壊	千第 288 号	R3.5.11	安房土木事務所
II -5423	鋸南町	大六 8	急傾斜地の崩壊	千第 288 号	R3.5.11	安房土木事務所
II -5423	鋸南町	大六 8	急傾斜地の崩壊	千第 288 号	R3.5.11	安房土木事務所
II -5424	鋸南町	竜島 2	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5425	鋸南町	下佐久間 1	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II -5426	鋸南町	中佐久間 2	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5427	鋸南町	中佐久間 3	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5429	鋸南町	中佐久間 5	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5430	鋸南町	中佐久間 6	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5431	鋸南町	中佐久間 7	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II -5432	鋸南町	中佐久間 8	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II -5432	鋸南町	中佐久間 8	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II -5433	鋸南町	中佐久間 9	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II -5434	鋸南町	中佐久間 10	急傾斜地の崩壊	千第 243 号	R2.4.7	安房土木事務所
II -5435	鋸南町	中佐久間 11	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所

箇所番号	市町村名	箇所名	現象	告示番号	告示年月日	事務所
II -5436	鋸南町	中佐久間 12	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5437	鋸南町	上佐久間 4	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II -5437	鋸南町	上佐久間 4	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II -5439	鋸南町	上佐久間 6	急傾斜地の崩壊	千第 288 号	R3.5.11	安房土木事務所
II -5440	鋸南町	上佐久間 7	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II -5442	鋸南町	上佐久間 9	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II -5442	鋸南町	上佐久間 9	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II -5443	鋸南町	上佐久間 10	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II -5444	鋸南町	上佐久間 1 1	急傾斜地の崩壊	千第 288 号	R3.5.11	安房土木事務所
II -5444	鋸南町	上佐久間 1 1	急傾斜地の崩壊	千第 288 号	R3.5.11	安房土木事務所
II -5445	鋸南町	上佐久間 12	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5446	鋸南町	上佐久間 13	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5447	鋸南町	上佐久間 14	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II -5448	鋸南町	上佐久間 15	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II -5449	鋸南町	上佐久間 16	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II -5451	鋸南町	上佐久間 18	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II -5452	鋸南町	上佐久間 19	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II -5453	鋸南町	上佐久間 20	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II -5454	鋸南町	上佐久間 21	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II -5455	鋸南町	上佐久間 22	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5456	鋸南町	上佐久間 23	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5457	鋸南町	奥山 6	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5458	鋸南町	奥山 7	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5459	鋸南町	奥山 8	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5460	鋸南町	奥山 9	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5460	鋸南町	奥山 9	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5460	鋸南町	奥山 9	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5461	鋸南町	奥山 10	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5462	鋸南町	奥山 11	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5463	鋸南町	奥山 12	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5464	鋸南町	奥山 13	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5464	鋸南町	奥山 13	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5464	鋸南町	奥山 13	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5465	鋸南町	下佐久間 2	急傾斜地の崩壊	千第 448 号	H20.5.20	安房土木事務所
II -5466	鋸南町	下佐久間 3	急傾斜地の崩壊	千第 288 号	R3.5.11	安房土木事務所
II -5466	鋸南町	下佐久間 3	急傾斜地の崩壊	千第 288 号	R3.5.11	安房土木事務所
II -5466	鋸南町	下佐久間 3	急傾斜地の崩壊	千第 288 号	R3.5.11	安房土木事務所
II -5466	鋸南町	下佐久間 3	急傾斜地の崩壊	千第 288 号	R3.5.11	安房土木事務所

箇所番号	市町村名	箇所名	現象	告示番号	告示年月日	事務所
II -5467	鋸南町	下佐久間 4	急傾斜地の崩壊	千第 288 号	R3.5.11	安房土木事務所
II -5468	鋸南町	岩井袋 3	急傾斜地の崩壊	千第 288 号	R3.5.11	安房土木事務所
II -5470	鋸南町	下佐久間 6	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II -5471	鋸南町	下佐久間 7	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II -5472	鋸南町	下佐久間 8	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II -5474	鋸南町	下佐久間 10	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II -5475	鋸南町	下佐久間 11	急傾斜地の崩壊	千第 156 号	H26.3.18	安房土木事務所
II -5476	鋸南町	下佐久間 12	急傾斜地の崩壊	千第 243 号	R2.4.7	安房土木事務所
II -5476	鋸南町	下佐久間 12	急傾斜地の崩壊	千第 243 号	R2.4.7	安房土木事務所
II -5477	鋸南町	下佐久間 13	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5478	鋸南町	下佐久間 14	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5480	鋸南町	下佐久間 16	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5481	鋸南町	下佐久間 17	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5482	鋸南町	下佐久間 18	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -5483	鋸南町	下佐久間 19	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -6911	鋸南町	大六	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
II -6911	鋸南町	大六	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
III -0533	鋸南町	保田 8	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
III -0533	鋸南町	保田 8	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
III -0534	鋸南町	大帷子 9	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
III -0535	鋸南町	大帷子 10	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
III -0537	鋸南町	大六 10	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
III -0538	鋸南町	中佐久間 14	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
III -0539	鋸南町	中佐久間 15	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
III -0540	鋸南町	下佐久間 15	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
III -0541	鋸南町	下佐久間 21	急傾斜地の崩壊	千第 243 号	R2.4.7	安房土木事務所
III -0543	鋸南町	大崩 16	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
III -0543	鋸南町	大崩 16	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
III -0544	鋸南町	大崩 17	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
III -0545	鋸南町	大崩 3	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
III -0546	鋸南町	大崩 19	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
III -0547	鋸南町	奥山 5	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所
III -0547	鋸南町	奥山 5	急傾斜地の崩壊	千第 246 号	R3.4.6	安房土木事務所

資料第 2 4 : 土石流危険溪流

土石流危険溪流

(R3. 4. 6現在)

溪流番号	溪流名	水系名	河川名	所在地	
				市町村名	字名
46300301	小保田	保田川	保田川	鋸南町	
46300801	御堂崎沢	海	-	鋸南町	原
46301002	御堂下沢 1	佐久間川	佐久間川	鋸南町	御堂下
46301102	御堂下沢 2	佐久間川	佐久間川	鋸南町	御堂下
46300601	江月下	海	-	鋸南町	江月下
46300702	奥谷沢	海	-	鋸南町	江尻
46300102	市井原	保田川	保田川	鋸南町	市井原
46300202	市井原沢	保田川	保田川	鋸南町	市井原
46301302	市部瀬東沢	佐久間川	佐久間川	鋸南町	市部瀬
46301402	市部瀬西沢	佐久間川	佐久間川	鋸南町	市部瀬
46301201	大門西沢	佐久間川	佐久間川	鋸南町	大門西
46300401	大帷子上	保田川	保田川	鋸南町	大帷子上
46300502	大帷子	保田川	保田川	鋸南町	大帷子上
46300902	中井ヶ谷	佐久間川	佐久間川	鋸南町	中井ヶ谷
46301501	尾崎沢	海	-	鋸南町	尾崎

資料第25：砂防指定地

砂防指定地一覧

(R4.1.1現在)

No.	水系名	溪流名	延長 (km)	面積 (ha)	告示番号及び指定年月日	
52	保田川	保田川	5.00	10.56	総60	S.23.4.13
62	佐久間川	佐久間川	7.50	128.17	建3534	S.43.12.10

資料第26：地すべり危険地区

地すべり危険地区一覧表

(R4.1.1現在)

箇所 番号	市町村	大字	字
194	鋸南町	大帷子	寺ノ下
195	〃	保田	カゴタ山
196	〃	〃	大久保
197	〃	〃	桂陽防
198	〃	大帷子	青木台
199	〃	小保田	御宝前

資料第27：山腹崩壊危険地区

山腹崩壊危険地区

(R4. 1. 1現在)

地区番号	大 字	字	地区番号	大 字	字
1	大 帷 子	高 畑	18	中 佐 久 間	瀬戸口
2	小 保 田	宮 ノ 前	19	奥 山	二ツ尾
3	市 井 原	西 ノ 下	20	奥山(飛地)	太田
5	大 帷 子	片 倉	21	元 名	明鐘
6	下 佐 久 間	飯 ノ 坂	22	元 名	日本寺口
7	下 佐 久 間	上 沼	23	元 名	三谷
8	奥 山	関 ノ 谷	24	元 名	堰入
9	奥 山	小 東 沢	25	元 名	小磯
10	奥 山	内 代	26	元 名	城山
12	竜 島 (飛 地)	玉 ノ 井	27	大 帷 子	台久保
13	下 佐 久 間	和 見	28	下 佐 久 間	中沼
14	竜 島	御 堂 ケ 谷	29	大 崩	豆 ケ 尾
15	下 佐 久 間	市 部 瀬 西	30	横 根	芹 田
16	大 六 切	通	31	大 崩	豆 ケ 尾
17	大 六 砂	田	32	下 佐 久 間	昼 正
			34	下 佐 久 間	水 浦

資料第28：崩壊土砂流出危険地区

崩壊土砂流出危険地区

(R4. 1. 1現在)

地区番号	地 区	位 置
1	中佐久間	中佐久間石田
2	中佐久間	中佐久間石田
3	大帷子	房ヶ谷

資料第29：地すべり対策事業(国土交通省所管)

地すべり対策事業(国土交通省所管)

(R4. 1. 1現在)

区 域 名	所 在 地	着工年度	備 考
市 井 原	鋸 南 町	S54	

資料第30：急傾斜地崩壊対策事業（国庫補助事業）

急傾斜地崩壊対策事業(国庫補助事業)

(R4. 1. 1現在)

区域名	所在地	工種	着工年度
岩井袋	鋸南町	擁壁工	S49
内宿	〃	〃	S50
板井ヶ谷	〃	〃	S52
大黒山	〃	〃	S52
磯ヶ谷	〃	〃	S53
亀磯	〃	〃	S56
大六	〃	〃	S56

資料第31：荒廃砂防事業

荒廃砂防事業

(R4. 1. 1現在)

水系名	河川名		工種	着工年度	備考
	幹川名	溪流名			
保田川	保田川	保田川	床固工 流路工	S40	
佐久間川	佐久間川	佐久間川	ダム工 床固工 流路工	S56	

資料第3 2 : 文化財の現況

指定文化財一覧

(R2. 4. 1現在)

番号	種類	名称	所在地等	所有者(伝承者)	指定年月日	員数 (面積)
国指定重要文化財						
1	有書	愛染不動感見記	吉浜 453	妙本寺	昭和 43. 4.25	2幅
2	有工	梵鐘	元名 184	日本寺	昭和 51. 6. 5	1口
千葉県指定文化財						
1	記史	源頼朝上陸地	竜島 165-1	鋸南町教育委員会	昭和 10. 3.26	
2	記天	天寧寺の柏槨	下佐久間 3180	天寧寺	昭和 14.12.15	1樹
3	記史	田子台遺跡	下佐久間 1536 他	鋸南町教育委員会	昭和 29. 3.31	
4	記名	鋸山と羅漢石像群	元名(鋸山)	日本寺	昭和 29.12.21	
5	記史	菱川師宣誕生地	保田 182	鋸南町教育委員会	昭和 33. 3.23	
6	有歴	菱川師宣関係過去帳	保田 1933	昌竜寺	昭和 60. 3. 8	
7	有歴	妙本寺聖教類及び関係資料	吉浜 453	妙本寺	平成 20. 3.18	一括
鋸南町指定文化財						
1	有建	板石塔婆	大帷子 637 信福寺	存林寺	昭和 49.11. 3	1基
2	有彫	木造地藏菩薩坐像	小保田 215-1 ニツ堂	小保田区長	昭和 49.11. 3	1軀
3	有彫	石造延命地藏半跏像	元名 812	小滝家	昭和 49.11. 3	1軀
4	有歴	棟札	中佐久間 626	八幡神社	昭和 49.11. 3	1枚
5	有歴	棟札	大帷子 687 鶴ヶ浜神社	神社総代大帷子区長	昭和 49.11. 3	1枚
6	有歴	キリシタン禁制高札	吉浜 516 菱川師宣記念館	川名家	昭和 49.11. 3	1枚
7	記史	菱川師宣の墓	保田 127	別願院	昭和 49.11. 3	1基
8	記史	醍醐新兵衛の墓	大黒山	醍醐家	昭和 49.11. 3	1基
9	有古	古文書(検地帳)	吉浜 516 菱川師宣記念館	鋸南町教育委員会	昭和 52. 3. 4	6冊
10	有古	古文書(検地帳)	吉浜 516 菱川師宣記念館	岩崎家	昭和 52. 3. 4	5冊
11	有古	古文書(検地帳)	吉浜 516 菱川師宣記念館	市井原区	昭和 52. 3. 4	3冊
12	有歴	師宣寄進鐘銘拓本	吉浜 516 菱川師宣記念館	鋸南町教育委員会	昭和 52. 3. 4	1幅附1紙
13	有彫	木造十王坐像	上佐久間 8 十王堂	上佐久間区長	昭和 55. 3.28	10軀
14	有彫	屋台彫刻	中佐久間 2901 密蔵院	中佐久間谷区	昭和 55. 3.28	
15	有彫	木造薬師如来坐像	保田 1354 薬師堂	薬師堂氏子総代	昭和 56. 1.13	1軀
16	有工	梵鐘	上佐久間 1575 金銅寺	上佐久間区長	昭和 58. 5.23	1口
17	有古	古文書(検地帳)	保田 236	高濱家	昭和 58. 5.23	3冊

18	有建	山王系庚申石祠	下佐久間 651 白幡神社	田町区長	昭和 59. 2. 3	1 基
19	記天	サクマクジラ化石	吉浜 516 菱川師宣記念館	鋸南町教育委員会	昭和 59. 2. 3	1 個
20	有絵	大絵馬源義経弓流し図	元名 921 鶴ヶ崎神社	元名区長	平成元. 2. 8	1 面
21	有絵	大絵馬素戔鳴尊の八岐大蛇退治図	吉浜 516 菱川師宣記念館	鋸南町教育委員会	平成元. 2. 8	1 面
22	有絵	大絵馬素戔鳴尊の八岐大蛇退治図	奥山 907 奥山神社	奥山神社氏子総代	平成元. 2. 8	1 面
23	民無	市井原の獅子舞・神楽舞	市井原 158 八幡神社	市井原区長	平成 3. 9.18	
24	有彫	安岡神社彫刻	小保田 1	小保田区長	平成 16. 1.23	
25	有彫	妙本寺客殿向拝彫刻	吉浜 453	妙本寺	平成 16. 1.23	
26	有彫	存林寺須弥壇彫刻	元名 1183	存林寺	平成 16. 1.23	
27	有歴	北条氏康書状	下佐久間 3267	正木家	平成 16. 1.23	1 紙
28	有歴	妙本寺海岸絵図	保田 240-9	笹生家	平成 16. 1.23	1 幅

有建…有形文化財建造物
 有絵…有形文化財絵画
 有彫…有形文化財彫刻
 有工…有形文化財工芸品
 有書…有形文化財書籍典籍等
 有考…有形文化財考古資料等
 有歴…有形文化財歴史資料等
 有古…有形文化財古文書等

無 …無形文化財
 民有…有形民俗文化財
 民無…無形民俗文化財
 記史…史跡
 記天…天然記念物
 記名…名勝

資料第33：生活関連物資等備蓄状況

防 災 倉 庫 備 蓄 状 況															
令和3年3月31日現在															
備蓄品・概要			単位	防 災 倉 庫						施 設 保 管					令和2年度末合計
				役場 防災倉庫	BG 防災倉庫	館南中 防災倉庫	佐久間小 防災倉庫	保田小 防災倉庫	館東 防災倉庫	対策本部	すこやか・保 田倉庫	老人 センター	旧幼稚園	保育所	
飲料水	アルカリ保存水	2ℓ×6本	ℓ	1,080 (2023.2)	648 (2030.11)	1,080 (2025.9)	1,080 (2022.8)	1,020 (2025.9)	960 (2024.6)					5,888	
	飲料水合計			1,080	648	1,080	1,080	1,020	960	0	0	0	0	5,888	
食糧等	アルファ米	50食/箱	食	1,500 (2025.5~7)	1,000 (2025.5~7)	1,000 (2025.5~7)	1,000 (2025.5~7)		732 (2025.9)	450 (2025.9)				5,682	
	アルファ米	50食炊き出し用	食					1,850 (2022.7~8)						1,850	
	(アルファ米合計)		食	(1,500)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,850)	(732)	(450)	(0)	(0)	(0)	(7,532)	
	災害備蓄用パン	10食/箱	食	200 (2025.7)	200 (2025.7)	100 (2025.7)	100 (2025.7)	100 (2025.7)	100 (2025.7)					800	
	カンパン等	2食(128食)/箱 (1食115食)	食	512 (2025.9)	512 (2025.9)	384 (2025.9)	384 (2025.9)	384 (2025.9)	384 (2025.9)					2,560	
	食糧合計		食	2,212	1,712	1,484	1,484	2,334	1,216	450	0	0	0	10,892	
乳幼児	みそ汁	50食/箱	食	200 (2025.7)	200 (2025.7)	100 (2025.7)	100 (2025.7)	100 (2025.7)	100 (2025.7)					800	
	粉ミルク	800g×2缶×4袋/箱	缶											24	
		28g×24袋×2箱×4箱/箱	袋											384	
	使い捨て哺乳瓶	5個/箱	箱											46	
	保存用ビスコ	60食/箱	袋											120	
	ライスクッキー	(24袋×2箱)/箱	袋											192	
	オムツ		枚	348	0	0	348	348	1,660					968	
通信機器	衛星電話	ワイドスターII	台							1	1	1		3	
	簡易無線機		台							10				10	
	防水シート	2000番	枚	50	50	50	50	50	50					300	
		3000番	枚	2	2	2	2	2	2					12	
	ポリバケツ		個			4								4	
防災用品	ハンドメガホン		個				1							1	
	シールドメカホン		個	1	1	1	1	1	1					6	
	ワイヤレスセット		式							1				1	
	折畳式リヤカー		台	1	1	1	1	1	1					6	
	土嚢袋		枚	0	400	400	600	400	400					2,200	
	防災ラジオ		個							5				5	
	ヘルメット		個							15				15	
	軍手		組	0	0	0	12	12	0					24	
	パーソナルデント	2.6m×1.85m×2.07m	張	2	2	2	2	2	1	1				12	
	災害用デント	2.1m×2.1m×1.5m	張										100	100	
避難所用品	避難所用障仕切り	本体(2m×2m×4脚型)	式										51	51	
		障仕切り用マット	枚									204		204	
	ベッド/ベンチ	0.76m×2.02m×0.49m	台	1	0	1	1	1						4	
	段ボールベッド		台								34			34	
	災害用電動ベッド		台									90		90	
	寝袋	丸洗い可能	個	8						16	4			28	
	防災蓆	半畳 水洗い可	枚							24				24	
	アルミマット	2m×1m×8mm	枚	16	24	36	40	40	20	2	20			198	
	マットレス	ソフトナースプラス	枚									20		20	
	パーソナル充電器	マクセル・アクアチャージ	台	30	40	30	30	30	10					170	
自動非接触型体温計	※1	個							9				9		
簡易扇		台									44		44		
防塵対策	毛布	10枚/箱	枚	60	140	200	100	90	60	60	30	50		790	
	レスキューシート	リバーシブル	枚	200										200	
	コンロストープ		台	1	1	2	2	1	2					9	
夜間対策	投光器		台	6	4	5	5	4	3					27	
	スタンド		台	7	4	5	5	7	5					33	
	発電機(ガソリン)		台	2	1	1	1	1	1		1		6	14	
	発電機(ガス)		台								1			1	
	蓄電池(太陽光付)	容量 1200wh	台							3				3	
	蓄電池	容量 626wh	台									9		9	
	コードリール		個	2	1	1	1	1	1			6		13	
	ガソリン缶詰	1ℓ×4缶/箱	缶	16 (2023.4)	16 (2023.4)	16 (2023.4)	16 (2023.4)	16 (2023.4)	16 (2023.4)	32 (2023.4)					128
	懐中電灯	パナソニック (ランタンとしても使用可)	個	8	8	8	8	8	8	10				58	
	救急救命用品	救急箱	50人分	個	1	0	1	1	1	1					5
担架		二つ折り	台	1	1	1	1	1	1					6	
救助工具		セット	台							1				1	
ハンダジャッキ			台	2	2	3	4	2	2					15	
生活用品	血圧計		台	1	1	1	1	1	1	1				6	
	箸、鍋、お玉セット		組	2	2	2	3							9	
	災害用食糧セット	100人分	人	300	200	200	200	200	200					1,300	
	炊飯装置		台						2					2	
	ガスコンロ		台	2										2	
	防災トイレ	本体	基	1	4	3	3	3	2	1				17	
		収納袋(100回使用)	袋	13	9	9	9	9	0	9				58	
	自動ラップ式トイレ	本体及び障仕切り	台									18		18	
		消耗品(50回分)	個									72		72	
	オムツ(大人用)		枚	108	0	114	108	108	64					502	
	オムツ(定立区大人用)	N7977 ML(18枚入×3袋) テープ止めL(17枚入×2袋) テープ止めM(20枚入×2袋)	箱	128 (1箱)		128 (1箱)	128 (1箱)	128 (1箱)	128 (1箱)						640 (5箱)
	パックタオル	20枚×10巾/箱	箱	2										2	
	トイレトイペーパー	12ロール×8/箱	巻	96	96	96	96	96	96	常用品	常用品	常用品	常用品	576	
石鹸	6個/小箱	個		0	144	24	216	72	常用品	常用品	常用品	常用品	456		
紙マスク		枚	2,000	0	2,000	0	2,000	2,000					8,000		
生理用品		枚	182	0	0	56	160	88					486		
生理用品(定立区)	量用 (28枚入×30巾/ヶ) 夜用 (15枚入×30巾/ヶ)	枚	1,290 (1箱)	0	1,290 (1箱)	1,290 (1箱)	1,290 (1箱)	1,290 (1箱)						6,450 (5箱)	
			(2027.3)	(2027.3)	(2027.3)	(2027.3)	(2027.3)	(2027.3)							

※1 自動非接触型体温計9台については、普段は各施設で使用(本庁舎3台 すこやか1台 老人センター1台 BG1台 中央公民館1台 師宣記念館1台 未使用(保田小分)1台)

資料第34：医療機関の状況

町内の医療機関の現況

(R4. 1. 1現在)

	名 称	所在地	T E L
病 院	医療法人財団鋸南きさ らぎ会 鋸南町国民健康保険鋸 南病院	保田 3 5 9	0470 (55) 2125
	鋸南やまだ内科	保田 2 8 - 1	0470 (55) 1155
	武内クリニック	勝山 3 6 0	0470 (55) 2141
	勝山クリニック	勝山 3 1 9	0470 (55) 2138
歯 科 診 療 施 設	いけだ歯科医院	勝山 4 3 4	0470 (55) 1919
	川崎歯科医院	保田 6 5	0470 (55) 1054
	鋸南歯科クリニック	保田 2 4 8 - 4	0470 (55) 1565
	森永歯科医院	竜島 8 4 9 - 1	0470 (55) 0229

資料第35：被災状況報告

被災状況報告

取扱番号

受信日時	西暦 年 月 日 午前・午後 時 分				
発信者	住所			課名	
	氏名			受信者氏名	
	電話			電話	
被災場所 (付近の目標物)	鋸南町 ()				
住宅地図	頁				
被害種別	人的被害	死者 人・行方不明者 人・重傷者 人・軽傷者 人			
	住家被害	全壊 棟・半壊 棟・一部損壊 棟 床上浸水 棟・床下浸水 棟			
	非住家被害	全壊 棟・半壊 棟(建物名)			
	その他被害	文教施設・病院・道路・橋りょう・河川・港湾・漁港・砂防・清掃施設・がけくずれ・鉄道不通・被害船舶・水道施設(県水、市水)・断水(県水、市水)・電気・電話・ガス・ブロック、石塀・田(流失、冠水)・畑(流失、冠水)・火災・その他			
被災状況					
対応状況					
※県等への報告	有 無				
その他 (連絡事項等)					

※は記入不要

資料第36：情報収集の報告先

情報収集の報告先一覧

安房地域振興 事務所 地域振興課	県防災行政無線	電話 509-721・723 FAX 509-722
	一般加入電話	電話 0470-22-7111 FAX 0470-22-0074

千葉県 庁連絡先	平常時	勤務時間内	NTT NTT FAX 防災行政無線 防災行政無線 FAX	防災危機管理部危機管理課災害対策室 043-223-2175 043-222-1127 500-7320 500-7298
		勤務時間外	NTT NTT FAX 防災行政無線 防災行政無線 FAX	防災危機管理部危機管理課情報通信管理室 043-223-2178 043-222-5219 500-7225 500-7110
	発災時	災害対策 本部 設置前	NTT NTT FAX 防災行政無線 防災行政無線 FAX	防災危機管理部危機管理課情報通信管理室 043-223-2178・2571 043-222-5219 500-7223~7226 500-7110
		災害対策 本部 設置後	NTT NTT FAX 防災行政無線 防災行政無線 FAX	千葉県災害対策本部 043-223-3328~3337 043-222-0100、2650、2652、2653 500-7301~7317 500-7240、7298、7630~7632

消防庁連絡先		NTT電話	地域衛星通信ネットワーク
勤務時間内	広域応援室	03-5253-7527 (FAX) 03-5253-7537	048-500-90-49013 (FAX) 048-500-90-49033
休日・夜間	宿直室	03-5253-7777 (FAX) 03-5253-7553	048-500-90-49102 (FAX) 048-500-90-49036

資料第37：報告の種類及び報告の要領

報告の種類及び報告の要領

報告の種類	報告機関	報告の内容	報告時期・方法
災害緊急報告	市町村 消防本部 支部総務班 部門担当部 防災関係機関	<p>県等が広域的に応急対策を行うために必要な、次の重要かつ緊急性のある情報（部分情報、未確認情報も可）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人的被害 2. 住家被害（全・半壊・床上浸水） 3. 公共施設等被害 4. 危険物施設被害（爆発・漏洩等） 5. 土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの） 6. 輸送関連施設被害 7. ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道、下水道施設被害） 8. 火災（地震による火災発生の場合に限る） ※上記1～8に係る被害の発生・拡大の見込み、 応急対策の状況、復旧見込等を含む。 9. 避難状況、救護所開設状況 10. 災害対策本部設置等の状況 11. 災害の状況及びその及ぼす社会的影響から みて報告する必要があると認められるもの 	<ol style="list-style-type: none"> ① 覚知後直ちに ② 第1報の後、詳細が判明の都度直ちに 〔電話、FAX〕
災害 総 括 報 告	即 報	<p>被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被害情報 各市町村区域内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） 2. 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況 	<ol style="list-style-type: none"> ① 原則として1日2回9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ② 県から別途指定があった場合はその指定時刻まで 〔端末入力〕
	確定報告	<p>同一の災害に対する応急対策が終了した後、10日以内に報告。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるから正確を期すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被害情報 各市町村内の全般的な被害状況（件数） 2. 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の状況 3. 被害額情報 各市町村内の施設被害額及び産業別被害額 	<p>応急対策終了後10日以内 〔端末入力及び文書〕</p>
	年 報	<p>4月1日現在で明らかになった1月1日から12月31日までに発生した災害について報告</p>	<p>4月20日まで 〔端末入力及び文書〕</p>
部門別被害額 総括報告	部門担当部	<p>各部門において所管する施設等の被害額、産業別被害額を報告</p>	<p>応急対策終了後10日以内 〔文書等〕</p>

災害詳細報告	市 町 村	災害総括報告で報告した被害情報の内容（日時・場所・原因等）及び措置情報の詳細を報告	①原則として旧2回 9時・15時現在で把握している情報を指定時刻まで ②県から別途指定があった場合はその指定時刻まで 〔端末入力又はFAX〕
	部門担当部	農林、水産、土木、商工、福祉、教育、医療、輸送関連、ライフライン等の各部門における施設等の被害状況、復旧見込等について、定時に報告	
	防災関係機関	各機関の所管する施設等の被害状況、機能障害の状況及び復旧見込等について報告	①同上 ②同上 〔電話、FAX〕

資料第38：被害の認定基準

被害認定基準一覧

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者・軽症者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

(注)

- 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

区分	認定基準
その他被害	<p>1 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。</p> <p>2 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。</p> <p>3 「畑の流出、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取扱うものとする。</p> <p>4 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。</p> <p>5 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。</p> <p>6 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。</p> <p>7 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。</p> <p>8 「海岸」とは、海岸法（昭和31年法律代101）第2条第1項に規定する海岸保全施設とする。</p> <p>9 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。</p> <p>10 「漁港」とは、漁港法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する基本施設又は漁港の管理上、重要な輸送施設とする。</p> <p>11 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。</p> <p>12 「地すべり」とは、地すべり防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。</p> <p>13 「急傾斜地」とは、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。</p> <p>14 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。</p> <p>15 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。</p> <p>16 「船舶被害」とは、ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。</p> <p>17 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。</p> <p>18 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。</p> <p>19 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。</p> <p>20 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。</p> <p>21 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。</p>
り災者	<p>1 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。</p> <p>2 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。</p>
火災発生	<p>1 火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。</p>
被害金額	<p>1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。</p> <p>2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。</p> <p>3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地</p>

	<p>荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。</p> <p>4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。</p> <p>5 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。</p> <p>6 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。</p> <p>7 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。</p> <p>8 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。</p> <p>9 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。</p> <p>10 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。</p>
--	---

資料第39：千葉県消防広域応援基本計画

千葉県消防広域応援基本計画

第1章 総 則

1 趣 旨

本計画は、千葉県内市町村又は千葉県以外の地域において大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）の発生によって、地方公共団体の地域を越えて広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合に応援要請、応援消防部隊の派遣及び消防部隊の運用を円滑かつ迅速に行うための必要事項について定めるものである。

2 用語の定義

- (1) 現地消防本部
災害地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 要請側市町村・要請側都道府県
現地消防本部の属する市町村・都道府県をいう。
- (3) 応援側消防機関
応援を実施又は実施しようとする消防機関をいう。
- (4) 応援側都道府県
応援側市町村の属する都道府県をいう。
- (5) 代表消防機関
千葉県内の消防機関の代表として、千葉県及び各消防機関との連絡調整及び情報交換を行う消防機関をいう。
- (6) 代行消防機関
代表消防機関に事故のある場合に、代表消防機関の機能を代行する消防機関をいう。

3 応援要請に係る災害の種別

応援要請に係る災害の種別は、概ね次のとおりとする。

- (1) 大規模災害地震、風水害、林野火災、大規模火災等
- (2) 特殊災害石油コンビナート火災、高層建築物火災、航空機災害等
- (3) その他上記以外で応援を必要とする災害事故等

4 応援要請を必要とする災害規模

- (1) 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防ぎよが困難又は困難が予想される災害
- (2) 災害が拡大し千葉県内の他市町村又は千葉県外に被害が及ぶ恐れのある災害
- (3) 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- (4) 特殊資機材を使用することが災害防ぎよに有効である災害
- (5) その他応援要請の必要があると判断される災害

5 応援出場の種別

- (1) 火災出動 消火活動のための出場
- (2) 水災出動 水防活動のための出場
- (3) 救助出動 人命救助活動のための出場
- (4) 救急出動 救急活動のための出場
- (5) 調査出場 現場把握、情報収集、調査、広報活動のための出場
- (6) 救援活動 救護物資、資機材、人員等の搬送活動のための出場

6 代表消防機関及び代行消防機関

- (1) 代表消防機関は、千葉県消防長会会長消防機関とする。
- (2) 代行消防機関は、千葉県消防長会副会長消防機関のうち、代表消防機関が状況に応じて代行する消防本部を選定するものとする。

第2章 事前計画

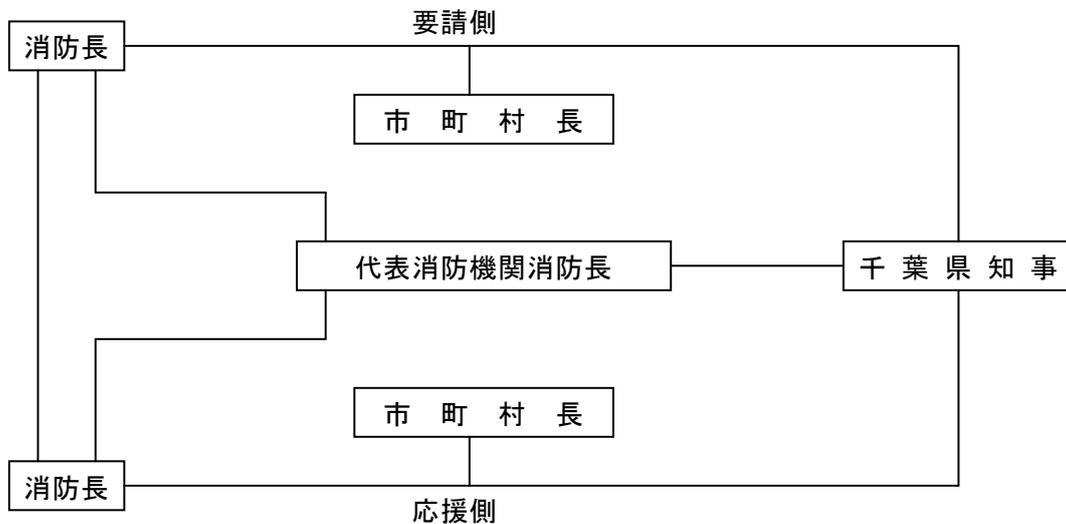
1 情報連絡体制

大規模災害等に対して、迅速かつ適正で効率的な消防広域応援活動を実施するため、次により情報連絡体制を確立し、応援活動の迅速化を図るものとする。

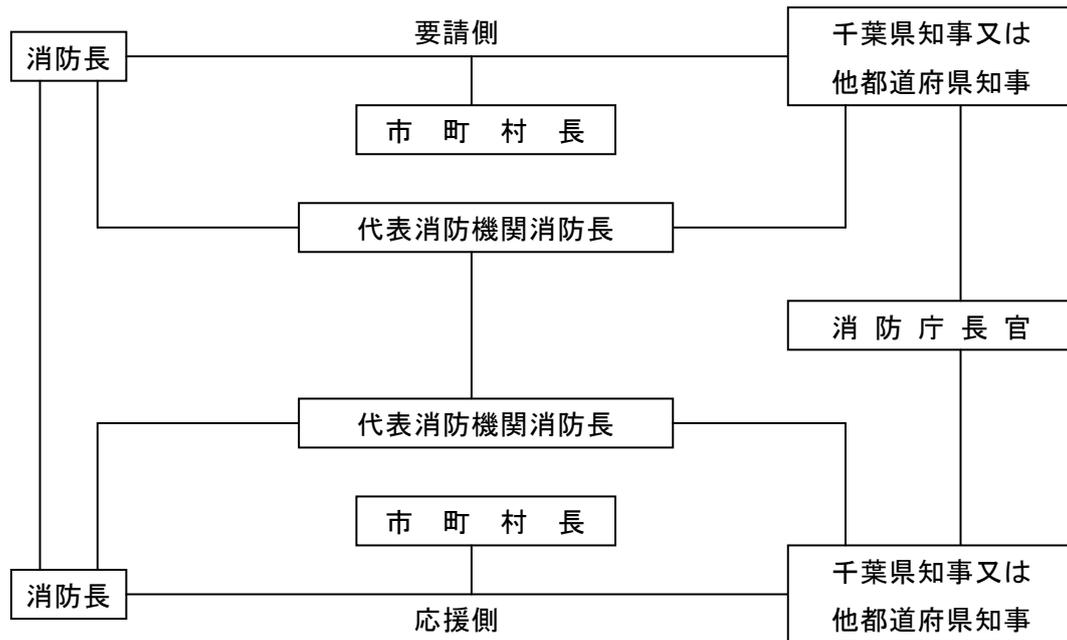
(1) 情報連絡系統

情報連絡系統は次のとおりとする。

ア 千葉県内の場合



イ 千葉県外の場合



(2) 情報連絡窓口及び方法

ア 情報連絡方法

情報連絡の方法は、原則として有線によるものとするが、有線途絶等の場合は、防災行政無線、消防無線の県共通波を使用するものとする。

(3) 情報連絡内容

情報連絡の内容は、次のとおりとする。

- ア 災害の発生日時
- イ 災害の発生場所
- ウ 災害の状況（現況、拡大の予想）
- エ 人的・物的被害の状況
- オ 気象・地形・市街地の状況
- カ 受援計画に定める集結場所への経路および道路状況
- キ その他必要事項

2 応援部隊編成計画

応援要請に迅速に対応するため、応援部隊の編成計画は、次により作成するものとする。

(1) 応援部隊編成

- ア 応援部隊は、千葉県内の応援にあつては原則として県内消防応援可能部隊の中から災害種別の消防応援部隊編成により、千葉県外への応援にあつては県外消防応援可能部隊の中から、代表消防機関が消防庁長官、千葉県知事等から要請のあった部隊により編成するものとする。
- イ 応援が長期間となる場合を考慮して、応援側消防機関は原則として72時間後からの交替要員を確保しておくものとする。

(2) 応援資機材

応援部隊を編成する消防本部は、応援可能資機材及び応援可能無線機等の中から災害の規模、災害種別に応じて装備するものとする。

なお、無線機は原則として全国共通波、県共通波を実装しているものとする。

3 指揮体制

応援部隊を円滑に運用し、消防活動を有効に行うため、次により指揮体制の強化を図るものとする。

(1) 現地指揮本部

ア 現地指揮本部に、作戦班、指揮連絡班、情報班、広報班、後方支援班等を配置するものとする。現地指揮本部要員については応援部隊からも必要に応じ応援を得ることができるものとする。

イ 現地指揮本部長は現地消防本部の消防長とする。

ウ 現地指揮本部長は、部隊の増強、交替等に備え、応援部隊の中からそれに対応できる部隊の確保に努めるものとする。

(2) 指揮支援隊長等

ア 出動した応援部隊の指揮者の中から指揮支援隊長を設置するものとする。

なお、指揮支援隊長は原則として代表消防機関消防本部の応援部隊の指揮者が努めるものとし、代表消防機関が出動しない場合にあっては現地指揮本部長が応援部隊の指揮者の中から指名するものとする。

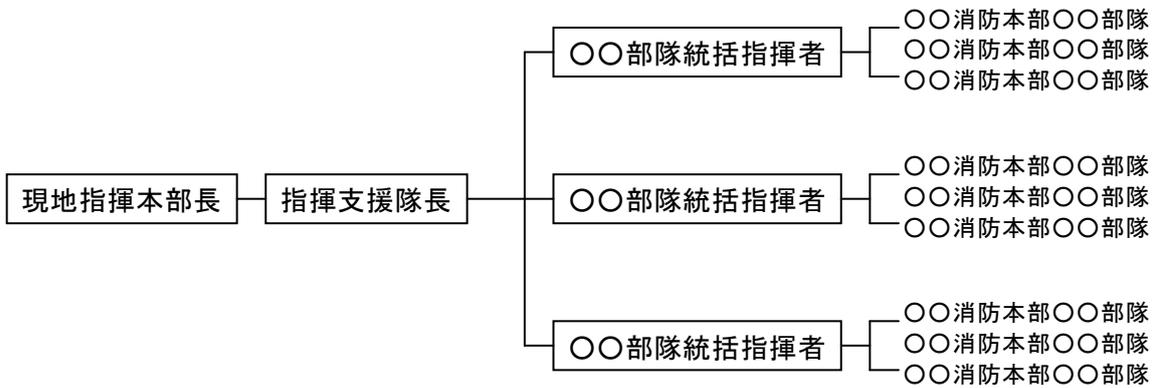
イ 指揮支援隊長は、救急、救助、消火等の各任務ごとに部隊統括指揮者を指名するものとする。

(3) 指揮系統

ア 現地指揮本部長は、指揮支援隊長に対して指示を行うものとする。ただし、指揮支援隊長が未到着の場合は、応援部隊の指揮者に対して指示を行うものとする。

イ 指揮支援隊長は部隊統括指揮者に対して指示を行うものとする。

ウ 応援部隊内の指揮は部隊統括指揮者の指示内容に基づき応援部隊の指揮者が行うものとする。



(4) 部隊運用

応援部隊の運用は、県内応援は応援消防本部単位で、県外応援は消防庁で定める「緊急消防援助隊要綱」（以下「援助隊要綱」という。）及び全国消防長会策定の「大規模災害消防応援実施計画」（以下「大規模実施計画」という。）によるものとする。

4 無線通信体制

無線運用は、援助隊要綱及び大規模実施計画に定めるとおりとする。

5 出動部隊の補給物資について

出動部隊は原則として自給自足で食料、飲料水等を確保するものとし、補給体制は、各応援側消防機関が確立するものとする。

なお、県外応援部隊に対する補給物資の搬送に当たっては、千葉県消防長会で定める核ブロック別に資材搬送隊を置き、搬送体制を確立するものとし、資材搬送隊は後方支援部隊防機関と相互に連携して搬送に当たることとする。

6 受援体制

各消防本部において、あらかじめ大規模実施計画に定める受援計画を策定するものとする。

第3章 発災段階

1 現地消防本部の対応

大規模災害等を覚知した現地消防本部の消防庁は、次の措置を行うものとする。

(1) 災害状況の把握

災害状況の把握は次の事項とする。

- ア 災害の発生日時
- イ 災害の発生場所
- ウ 災害の状況（現況、拡大の予想）
- エ 人的・物的被害の状況
- オ 気象・地形・市街地の状況
- カ その他必要事項

(2) 被害状況の連絡及び応援要請準備

前号により応援要請の可能性がある場合は、「第2章1(1)情報連絡系統」により速やかに災害状況を連絡するとともに応援要請準備のため次の事項の確認を行うものとする。

- ア 指揮体制
- イ 無線通信体制
- ウ 後方支援体制
- エ 受援計画
- オ その他必要事項

(3) 応援要請基準

応援側消防機関への応援要請基準

ア 千葉県内消防機関への応援要請基準（千葉県広域消防相互応援協定）

- (7) 災害が拡大し、市町村の境界を越えて被害が及ぶ恐れがある場合
- (イ) 災害の状況によって、保有消防力では災害防ぎょ等が困難又は困難が予想される場合
- (ウ) 多数の人員、車両、資機材あるいは特殊資機材等を必要とする場合
- (エ) その他応援要請の必要がある場合

イ 千葉県外消防機関への応援要請基準

- (7) 災害が拡大し、県の境界を越えて被害が及ぶ恐れがある場合
- (イ) 災害の拡大等によって、上記アの消防力をもってなお消防力が不足する場合
- (ウ) 県内で災害が多発あるいは災害の拡大等により上記アの応援が得られない場合
- (エ) その他、応援要請の必要がある場合

(4) 応援要請手順

ア 県内・県外応援要請手順は次のとおりとする。

- ① 現地消防本部消防長は、応援要請を決定した場合、直ちに市町村長に報告の上その旨を代表消防機関の消防長に連絡するとともに、必要事項を可能な限り記入し代表消防機関へ防災行政無線を使用しファックス送信するものとする。

なお、防災行政無線及び電話通信が不能のときには、県内共通波通信連絡網を使用して口頭により連絡するものとする。(以下②～⑤の場合、同じ。)

- ② 代表消防機関の消防長は、現地消防本部消防長から応援要請の連絡を受けた場合、直ちに事前に「千葉県直下型地震等対策調査」の被害想定等に基づき災害種別に編成された県内第1応援態勢部隊の中から応援部隊を選定し、現地本部から送信された様式に必要な事項を追加記載のうえ、原則として防災行政無線の全消防本部一斉ファックスを使用して出勤要請するものとする。

なお、各消防本部は千葉県内において震度5以上の地震が発生した場合において、第1応援体制に該当すると予想されるときには直ちに消防広域応援の準備をするものとする。

- ③ 第1応援態勢応援部隊の消防長は、出勤の可否にかかわらず、代表消防機関に必要な事項を連絡するものとする。

なお、第2応援体制の消防機関のうち、出勤可能な消防本部については、応援可能部隊をただちに代表消防機関に連絡のうえ指示を受けるものとする。

代表消防機関は、連絡を受けた場合、応援部隊の出場状況を取りまとめのうえ直ちに各消防本部に連絡するものとする。

- ④ 代表消防機関の消防長は、現地消防本部消防長から応援要請等について連絡を受けたとき及び応援側消防機関消防長から出勤の連絡を受けたときは速やかに千葉県知事に報告するものとする。

- ⑤ 現地消防本部消防長は、代表消防機関及び県との協議の結果、県外消防本部の応援が必要であると判断した場合は、直ちに市町村長に報告の上、千葉県消防長会会長及び千葉県知事に県外消防応援の要請をするものとする。

- ⑥ 千葉県知事は、⑤の要請があった場合、直ちに消防庁長官へ要請するものとする。

2 応援側消防機関の対応

(1) 現状到着時の報告

ア 応援部隊指揮者は、現地指揮本部長に対して次の事項について到着報告を行うものとする。

- (ア) 部隊名
(イ) 応援部隊指揮者の職、氏名
(ウ) 人員、車両、資機材
(エ) その他必要事項

イ 指揮支援隊長は、次の事項を確認し現地指揮本部長から必要な指示を受けるものとする。

- (ア) 災害状況
(イ) 活動方針
(ウ) 活動地域及び任務
(エ) 使用無線系統
(オ) 地水利状況
(カ) その他応援活動上必要な事項

(2) 現地引き上げ

指揮支援隊長は、現地指揮本部長の引き上げ指示によって速やかに作業を終了し、次の事項について、現地指揮本部長に対して引き上げ報告を行ったのち、引き上げるものとする。

- ア 応援部隊の活動概要（場所、時間、隊数等）
イ 活動中の異状の有無
ウ 隊員の負傷の有無
エ 車両、資機材等の損傷の有無

オ その他必要な事項

(3) 帰署（所）通報

応援部隊が帰署（所）した場合には、当該応援部隊の消防長は代表消防機関にその旨を報告するものとする。

(4) その他

ア 応援の始期

応援の始期は、応援部隊が常備配置消防署（所）から出場した時点とする。

なお、応援部隊が消防署（所）外にある場合は、応援出動指令を受け応援出動した時点とする。

イ 応援の終期

応援の終期は、応援部隊が帰署（所）した時点とする。

ウ 応援の中断

応援市町村の都合で応援部隊の派遣を中止しなければならない特別の事態が生じた場合は、応援側市町村の長は状況説明の上、応援を中断することができる。

なお、応援側市町村の長は、応援出場の決定通知と同系統で、応援を中断する旨を通知するものとする。

第4章 活動報告の作成

現地消防本部及び応援側消防機関は、災害の状況を次により作成し、事後速やかに代表消防機関に報告し、代表消防機関は県及び現地消防本部（応援側消防機関から報告があったもののみ）に報告するものとする。

1 現地消防本部が作成するもの

- (1) 災害報告（概要表）
- (2) 災害報告（応援活動概要）

2 応援側消防機関が作成するもの

- (1) 災害報告（応援活動概要）

第5章 経費の負担

1 応援に要した経費の負担は、消防組織法第8条の規定によるほか、千葉県広域消防相互応援協定に基づく応援については同協定の定めるところによる。

資料第 40 : 自衛隊災害派遣・撤収要請依頼の様式

様式 - 1

第 年 月 日 号

千葉県知事

様

鋸南町長

㊟

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の情况及び派遣要請を依頼する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣要請を依頼する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 (時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

千葉県知事

様

鋸南町長

印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼したこのことについて、下記のとおり
派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収を希望する日時 年 月 日 時 分
- 2 撤収要請を依頼する理由
- 3 その他必要事項

資料第41：自衛隊派遣要請の要請文書のあて先・緊急連絡先

(1) 要請文書のあて先

区 分	あ て 先	所 在
陸上自衛隊に 対するもの	高 射 学 校 長	〒264-8501 千葉市若葉区若松町902
	第 1 空 挺 団 長	〒274-8577 船橋市薬円台3-20-1
	第 1 ヘリコプター団長	〒292-8510 木更津市吾妻地先
	需 品 学 校 長	〒270-2288 松戸市五香六実17
海上自衛隊に 対するもの	横 須 賀 地 方 総 監	〒238-0046 横須賀市西逸見町1
	下 総 教 育 航 空 群 司 令	〒277-8661 柏市藤ヶ谷1614-1
	第 2 1 航 空 群 司 令	〒294-8501 館山市宮城無番地
航空自衛隊に 対するもの	中 部 航 空 方 面 隊 司 令 官	〒350-1394 狭山市稻荷山2-3

(2) 緊急時の連絡先

部隊名（駐屯地等名）		部署名		電話番号 () は時間外	県防災 行政無線
		時間内 (08:30~17:00)			
県 内	陸上自衛隊	高射学校 (下志津)	企画室	千葉 内線 043-422-0221 313、314、(302)	500-9631 当 500-9633
		第1空挺団 (習志野)	第3科	習志野 内線 047-466-2141 218、236、(302)	632-721 当 632-725
		第1ヘリコプター団 (木更津)	第2科	木更津 内線 0438-23-3411 215 (301)	633-721 当 633-724
		需品学校 (松戸)	企画室	松戸 内線 047-387-2171 203 (302)	636-721 当 636-723
	海上自衛隊	教育航空集団 (下総)	司令部	柏 内線 04-7191-2321 2420 (2424)	635-723
		下総教育航空群 (下総)	群司令部 当直室	柏 内線 04-7191-2321 2213 (2222)	635-721
		第21航空群 (館山)	当直室	館山 内線 0470-22-3191 213 (222)	634-721
航空自衛隊	第4補給処 (木更津)	総務科	木更津 内線 0438-41-1111 301 (225)	638-721 当 638-723	
県 外	陸上自衛隊	第1師団司令部 (練馬)	防衛班	東京 内線 03-3933-1161 2230、2750 (2709、2870)	
		東部方面航空隊 (立川)	第3科	立川 内線 0425-24-9321 234 (302)	
海上自衛隊	横須賀 地方総監部 (横須賀)	防衛部 第3幕僚室	横須賀 内線 0468-22-3500 2543 (2222、2223)	637-721 637-723	

(注) 緊急の人命救助を必要とする場合には、救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機する。
海上自衛隊 第21航空群（千葉県館山市）

資料第42：津波注意報・警報発令放送文

津波注意報発令時放送

津波注意報

こちらは、防災きよなんです。

ただ今、津波注意報が発令されました。

海岸地区は津波に十分注意して下さい。

繰り返します。

こちらは、防災きよなんです。

ただ今、津波注意報が発令されました。

海岸地区は津波に十分注意して下さい。

今後の津波情報をよく聞いて下さい。

こちらは防災きよなんです。

津波警報発令時放送

津波警報

こちらは、防災きよなんです。

ただ今、津波警報が発令されました。

海岸地区は至急、高台に避難して下さい。 ※①

繰り返します。

ただ今、津波警報が発令されました。

海岸地区は至急、高台に避難して下さい。 ※①

今後の津波情報をよく聞いて下さい。

こちらは防災きよなんです。

資料第43：緊急警報放送の実施に伴う災害時の放送要請について

緊急警報放送の実施に伴う災害時の放送要請について

昭和60年9月11日からの緊急警報放送の実施に伴い、災害時における放送要請については、当分の間、昭和55年5月1日に千葉県知事と日本放送協会千葉放送局との間で締結した「災害時における放送要請に関する協定」（以下「協定」という。）及び昭和55年5月21日に締結した「災害時における放送要請に関する協定に関する覚書」（以下「覚書」という。）を弾力的に運用することとし、次のとおり処理するものとする。

(放送の要請)

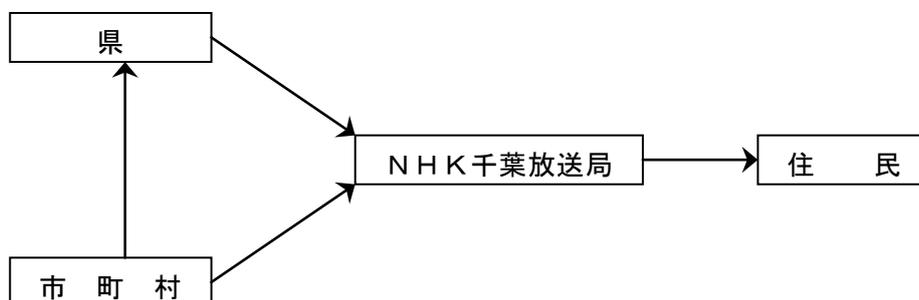
- 1 県からの放送要請は、協定及び覚書により行うものとする。
- 2 市町村からの放送要請は、原則として県を経由して行うものとする。
ただし、緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、NHK千葉放送局に直接要請できるものとする。

(放送要請の範囲)

- 3 県及び市町村からの要請は、覚書1の①～④の範囲とする。

(要請手続)

- 4 要請の様式及び方法は別途定めるものとする。

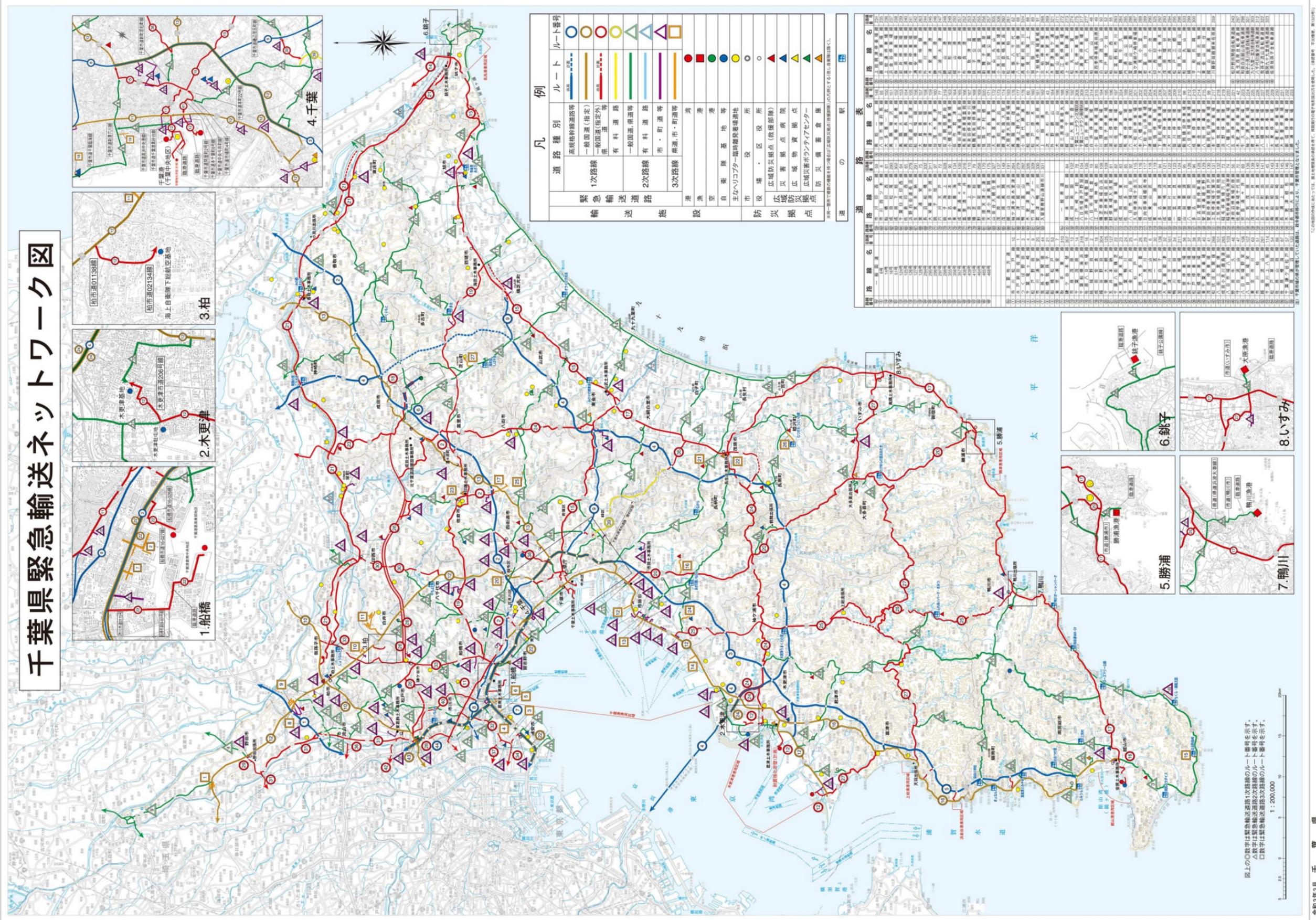


資料第44：緊急輸送ネットワーク

路線種別	路線名	区間		車線
		起点	終点	
1次路線	国道127号	鋸山トンネル	勝岩トンネル	片側1車線
1次路線	富津館山道路			片側1車線
2次路線	県道鴨川保田線	保田交差点	横根	片側1車線

別紙1：千葉県緊急輸送道路指定図

※千葉県ホームページより引用(R3. 3)



別紙2：安房土木事務所管内図（千葉県安房土木事務所）

※千葉県ホームページより引用(R2)



資料第45：町所有車両

公用車一覧

最新 (R4.12.31現在)

No.	乗用	貨物	マイ	スク	社	特	消	課名	登録番号	製造年	車名	車検有効期間満了日	備考
1	1							総務企画課	袖ヶ浦332つ2112	H24	トヨタプリウス(議長車)	令和3年 6月	普・乗(H24.6登録)
2	2								袖ヶ浦330も2115	H22	トヨタエステイマ(町長車)	令和5年 1月	普・乗(H22.1登録)
3	3								袖ヶ浦330る2111	H22	トヨタプリウス(出張車)	令和5年 5月	普・乗(H22.5登録)
4	④								袖ヶ浦584な 110	H20	スズキワゴンR(青バト)	令和3年 6月	軽・乗(H20.6登録)
5	⑤								袖ヶ浦592い 110	R2	スズキ(アルト)	令和5年 9月	軽・乗(R2.10登録)
6		1							袖ヶ浦100す4766	H28	ニッサンM1(電気自動車)	令和4年 2月	普・貨(H31.3登録)
7						1	(消防)		袖ヶ浦 88さ6670	H 8	ホンダ(指令車)	令和4年 7月	普・特(H8.6登録)消防
8						2	(消防)		袖ヶ浦 88さ2995	H 3	三菱給水車	令和4年 3月	普・特(H3.3登録)消防
9						1	(消防)		袖ヶ浦800さ2643	H12	1分団-タンク車(1号車)	令和5年 3月	普・特(H12.11登録)消防
10						②	(消防)		袖ヶ浦880あ 140	H18	1分団-ポンプ車(2号車)	令和4年 12月	軽・特(H18.12登録)消防
11						3	(消防)		袖ヶ浦831ち 119	H31	2分団-タンク車(3号車)	令和5年 3月	普・特(H31.3登録)消防
12						4	(消防)		袖ヶ浦830も 119	H22	2分団-ポンプ車(4号車)	令和4年 3月	普・特(H22.3登録)消防(消防庁所有)
13						5	(消防)		袖ヶ浦830そ 119	H13	3分団-タンク車(5号車)	令和3年 12月	普・特(H13.11登録)消防
14						6	(消防)		袖ヶ浦831さ 119	H27	3分団-ポンプ車(6号車)	令和5年 3月	普・特(H27.3登録)消防
15						7	(消防)		袖ヶ浦830つ 119	H14	4分団-タンク車(7号車)	令和4年 11月	普・特(H14.11登録)消防
16			1				(青バス)		袖ヶ浦230あ2018	H30	ミツビシキャブオーバー(青)	令和4年 9月	普・乗(H30.9登録)バス・マイ
17			2				(赤バス)		袖ヶ浦230い2018	H30	ミツビシキャブオーバー(赤)	令和4年 9月	普・乗(H30.9登録)バス・マイ
18	⑥						税務住民課	袖ヶ浦580た1930	H23	スズキワゴンR	令和4年 6月	軽・乗(H23.6登録)	
19	②							袖ヶ浦480さ4180	H22	スズキバンエブリイ	令和4年 6月	軽・貨(H28.6登録)	
20	③					保健福祉課		袖ヶ浦480き1195	H28	ダイハツハイジェット(日赤車)	令和4年 6月	軽・貨(H24.6登録)	
21	⑦							袖ヶ浦583い 294	H15	スズキワゴンR	令和4年 11月	軽・乗(H24.11登録)	
22	④							袖ヶ浦480か 924	H21	スズキエブリイ(保健指導車)	令和5年 3月	軽・貨(H21.3登録)	
23	8							袖ヶ浦501ち7439	H10	トヨタ イプサム	令和5年 4月	小・乗(H27.11登録)	
24	⑤							袖ヶ浦480く3112	H24	スズキエブリイ(訪看使用)	令和4年 2月	軽・貨(H24.2登録)	
25	⑨							袖ヶ浦580に1322	H26	三菱eKワゴン(訪看使用)	令和5年 5月	軽・乗(H26.5登録)	
26	⑩							袖ヶ浦580ね4767	H27	スズキワゴンR(訪看使用)	令和4年 11月	軽・乗(H27.6登録)	
27	⑥							袖ヶ浦480き 473	H22	スズキバンエブリイ	令和4年 5月	軽・貨(H22.5登録)	
28	⑦						袖ヶ浦480さ4385	H28	スズキバンエブリイ	令和4年 6月	軽・貨(H28.6登録)		
29	⑧						袖ヶ浦480か 462	H11	スズキバンエブリイ	令和5年 4月	軽・貨(H21.4登録)		
30	11					地域振興課	袖ヶ浦501な5007	R 1	トヨタノア(ラッピング)	令和4年 12月	小・乗(R1.12登録)		
31	⑨						袖ヶ浦480え5970	H10	スバル(軽トラ)	令和4年 1月	軽・貨(H10.1登録)		
32	⑩						袖ヶ浦480き3580	H22	スズキ(軽トラ)	令和4年10月	軽・貨(H22.10登録)		
33	⑪						袖ヶ浦480せ4784	R 1	スズキ(軽トラ)	令和5年 5月	軽・貨(R1.5登録)		
34	12						袖ヶ浦400つ3211	R 1	トヨタバンサクシード	令和3年12月	小・貨(R1.12登録)		
35	⑬						袖ヶ浦480そ 322	R 2	スズキバン(軽バン)	令和4年 2月	軽・貨(R2.2登録)		
36	14						袖ヶ浦400ち9290	H30	三菱キャンター(ダンプ)	令和4年 3月	小・貨(H30.5登録)		
37					③		車体番号 21225	H16	コマツPC30MR2(ミニショベル)		特殊		
38	15						袖ヶ浦 44ね9879	H11	ミツビシダンプ	令和4年 1月	小・貨(H11.1登録)		
39					④		車体番号		コマツPC20-7		特殊		
40					⑤				コマツPC20-7		特殊		
41	12						鋸南町927	H19	三菱タイヤショベル		小・特(H19.9登録)		
42	⑯						袖ヶ浦500ら9399	H22	トヨタプロボックス	令和3年 7月	小・乗(H22.7登録)		
43	17						袖ヶ浦480か4031	H21	ミツビシバン	令和3年 8月	軽・貨(H21.8登録)		
44						袖ヶ浦100す3177	H25	いすゞエルフダンプ	令和3年 9月	普・貨(H25.9登録)			
45			1			教育委員会	袖ヶ浦200さ 415	H15	ミツビシ(スクールバス)	令和4年 9月	普・乗(H15.8登録)バス		
46			2				袖ヶ浦200さ 941	H21	ミツビシ(スクールバス)	令和4年 11月	普・乗(H21.11登録)バス		
47			3				袖ヶ浦200は 618	H29	ミツビシ(スクールバス)	令和4年 4月	普・乗(H29.3登録)バス		
48			4				袖ヶ浦200は 644	H30	日野(スクールバス)	令和4年 8月	普・乗(H30.8登録)バス		
49	13						袖ヶ浦501に 5662	R3	トヨタノア	令和6年 8月	小・乗(R3.8登録)		
50							袖ヶ浦400た4716	H23	トヨタプロボックス	令和4年 6月	小・貨(H23.6登録)		
51	14				1		(社教)	袖ヶ浦 22や1067	H 7	ミツビシ(社教バス)	令和4年 9月	普・乗(H7.8登録)バス	
52							(中学校)	袖ヶ浦300め5472	H18	ニッサン ステーションワゴン	令和5年 6月	普・乗(H18.6登録)	
53	⑱						(鋸南小)	袖ヶ浦480う4368	H29	スズキエブリイ	令和5年 5月	軽・貨(H19.5登録)	
54	⑳						(鋸南小)	袖ヶ浦480す7804	H30	スズキエブリイ	令和4年 5月	軽・貨(H30.5登録)	
55	㉑					(海洋センター)	袖ヶ浦100す5477	H29	ニッサンMI	令和4年 3月	普・貨(R2.3登録)		
56	㉒					(給食センター)	袖ヶ浦480さ4386	H28	スズキバン	令和4年 6月	軽・貨(H28.6登録)		
計	14	22	2	4	1	5	7	合計 55台					
								一般会計分 54台	乗用車 14台 (軽乗用車 6台)				
									貨物車 22台 (軽貨物車 15台)				
									マイクロバス(赤青バス) 2台				社教バス 1台
									特殊用途車 5台 (給水車1台・消防指令車1台・ショベル3台)				
									消防自動車 7台				
1	1							合計 6台	袖ヶ浦400ち1502	H26	いすゞエルフ(ダンプ)	令和3年 7月	小・貨(H26.7登録)
2	2								袖ヶ浦400た4103	H23	ニッサンバンネット	令和4年 2月	小・貨(H23.2登録)
3	③								袖ヶ浦480く 457	H23	スズキキャリー(軽トラ)	令和5年 10月	軽・貨(H23.10登録)
4	1								袖ヶ浦501に5289	R3	トヨタカローラ	令和6年 7月	小・乗(R3.7.16登録)
5						①			鋸南 00た0221	H13	オートバイ		原付
6						②			PC20MR-3-20249				特殊
7						③			PC20-7-39856				特殊
計	0	3	0	0	0	3	0	水道会計分 6台	乗用車 0台			オートバイ 1台	
									貨物車 3台 (軽貨物車 1台)			ショベル 2台	

資料第46：緊急通行車両等の確認事務処理要領の要旨

(千葉県地域防災計画資料編から引用)

緊急通行車両等の確認及び規制除外車両の確認及び事前届出事務手続き等<資料5-1>

1. 緊急通行車両等及び規制除外車両の確認に係る事務手続き等に関する要綱(抜粋)の趣旨
災害対策基本法第76条第1項(昭和36年法律第233号。以下「災対法」という。)により、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている場合又大規模地震対策特別措置法第9条(昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。)の規定により、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるように、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができることとされ、また、地震法第24条の規定により避難路又は緊急輸送路を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができることとされている。

この場合、災対法第76条第1項に規定する緊急通行車両(道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く。)及び地震法第24条に規定する緊急輸送車両(以下「緊急通行車両等」という。)については、災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。)第33条第1項又は大規模地震対策特別措置法施行令(昭和53年第385号。以下「地震法施行令」という。)第12条第1項の規定により、知事又は公安委員会の確認によって標章及び証明書の交付を受け、通行が認められることになる。

しかしながら、阪神・淡路大震災等の経験に鑑みると、災害時には確認のための膨大な事務手続き等に対する処理能力が十分に確保されない状態が予想され、災害応急対策活動又は地震防災応急対策活動(以下「災害時応急対策等」という。)を迅速かつ円滑に行うためには、緊急通行の交通需要を前に把握し、そのための事務の簡略化を図ることが必要であること。また、東日本大震災に伴う対応等を踏まえ、新たに緊急通行車両等以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両(以下「規制除外車両」という。)とすることが必要であったことから、当該車両の事前届出を受ける場合における事務処理手続等について必要事項を定め、災害応急対策等の適正を図ることを目的とする。

2. 緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等

① 緊急通行車両等の事前届出

事前届出は、緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時等における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、申請者の申請に基づき、緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を事前に行うものとする。ただし、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両(以下「自衛隊車両等」という。)であって特別の自動車番号標を有しているものについては、あらかじめ交通規制の対象から除外し、緊急交通路の通行に際しては確認標章の掲示を不要とするため、事前届出の対象としないこととする。

(1) 事前届出の対象車両

災害発生時等に、災害応急対策に従い、又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転する計画がある車で次のいずれにも該当する車であること。

ア 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策等の実施の責任を有する者(以下「指定行政機関等」という。)が保有し、若しくは契約により、常時指定行政機関の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

イ 申請に係る車両を使用して行なう事務又は業務の内容が、次に掲げる災害応急対策等又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策に係る措置であること。

(ア) 災対法に基づく災害応急対策

- a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項

- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i その他災害の発生を防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 地震法に基づく地震防災応急対策

- a 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- d 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- e 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- f 緊急輸送の確保に関する事項
- g 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- i その他の地震災害の発生を防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づく緊急事態応急対策

- a 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の収集の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- b 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- e 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- f 緊急輸送の確保に関する事項
- g 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- h その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

(エ) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に基づく国民の保護に関する対策

- a 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置
- b 施設及び設備の応急の措置に関する事項
- c 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
- d 輸送及び通信に関する措置
- e 国民の生活の安定に関する措置
- f 被害の復旧に関する措置

(2) 緊急通行車量等の事前届出に関する手続

ア 事前届出の申請

(ア) 申請者

事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者（代行者含。）とする。

(イ) 申請先

当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は交通規制課長（以下「取扱警察署長等」という。）を経由し、公安委員会に申請するものとする。

(ウ) 申請書類

緊急通行車両等事前届出書（別記第1号様式）2通に、当該車両を使用して行う業務の内容を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）及び自動車検査証（以下「車検証」という。）の写しを添えて行うものとする。

イ 審査

交通規制課長は申請に係る車両が緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行なうものとし、前記（1）のア及びイについて審査するものとする。

ウ 届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（別記第1号様式）（以下「届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

エ 届出済証の再交付

届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した旨の申出があり、届出済証の再交付が必要と認められた場合は、再交付する届出済証の右上部に「再」と朱書し、再交付するものとする。

オ 届出済証の変換

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両等に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったときは、速やかに届出済証の返還をさせるものとする。

② 発災時の緊急通行車両の確認

災対法、原災法及び国民保護法に規定する緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車を除く。）の確認は、次表1・2のものが行ない、その確認方法については、次のとおり行なうものとする

(1) 届出済証の交付を受けている車両の確認

ア 確認

届出済証を受領し、届出済証に記載されている自動車登録番号と現に災害応急対策に使用される自動車の番号標に表示されている自動車登録番号とを確認するものとする。

イ 確認時の留意事項

(ア)届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認申請に優先して確認を行ない、確認のための必要な審査は、省略するものとする。

(イ)他の公安委員会が発行した届出済証による確認申請についても、本県公安委員会が交付した届出済証と同様に扱うものとする。

(ウ)確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとし、原則として発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。

(2) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認

ア 申請者

申請する車両の利用者とする。

イ 大量車両

原則として前記第2①の（1）ア及びイ（ア）、（ウ）及び（エ）の対象車両と同様とする。

ウ 申請書類

緊急通行車両等確認申請書（別記第3号様式）（以下「確認申請書」という。）に災害応急対策に係る事務又は業務である旨を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を添えて行うものとする。

エ 確認

(ア)届出済証の交付を受けていない車両の利用者から申出があった場合は、原則として警察署において緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

(イ)前記第2①（1）イ（ア）、（ウ）及び（エ）に掲げる要件について審査するものとする。

(3) 標章及び確認証明書の交付

緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、災対法施行令第33条第2項並びに災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条第1項及び第2項に規定する標章（別記第4号様式）及び緊急通行車両確認証明書（別記第5号様式）に必要な事項を記載し交付するものとする。

表1 届出済証の交付を受けている車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長	交通検問所
	高速道路交通警察隊長	警察署 高速道路交通警察隊本部
	警察署長	県警本部

表2 届出済証の交付を受けていない車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長	交通検問所
	高速道路交通警察隊長	警察署 高速道路交通警察隊本部
	警察署長	県警本部
知事	防災危機管理部危機管理課長 各地域振興事務所の地域振興課長	本庁 各地域振興事務所

③ 地震災害に関する警戒宣言発令時の緊急輸送車両の確認事務等

- (1) 届出済証の交付を受けている車両の確認は、前記②（1）と同様に行うものとする。
- (2) 届出済証の交付を受けていない車両の確認は、前記②（2）アからウまでと同様に行い、前記第2①（1）イ（イ）に掲げる要件について審査を行うものとする。
- (3) 地震法に基づく緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、地震法施行令第12条第2項及び大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）第6条に規定する緊急輸送車両確認証明書（別記第6号様式）及び標章の交付の措置をとるものとする。
- (4) 警戒宣言に係る地震が発生した場合は、前記（3）の緊急輸送車両確認証明書の交付を受けている車両は、前記②（3）の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている緊急通行車両とみなす。

④ 規制除外車両の事前届出

(1) 事前届出の対象車両

緊急通行車両とならない車両であって、次のいずれかに該当する車両であること

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(2) 規制除外車両の事前届出に関する手続

ア 事前届出の申請

(ア) 申請者及び申請先

前記①（2）ア（ア）及び（イ）の規定は、規制除外車両の事前届出に準用する。

(イ) 申請書類

規制除外車両事前届出書（別記第8号様式）2通に、次の書類を添えて行うものとする。

a 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

車検証及び医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる

書類

- b 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
車検証及び使用者が医薬品・医療機器・医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類
- c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
車検証及び車両の写真（自動車番号標及び車両の構造又は装置が確認できるもの）
- d 建設用重機、道路啓開用作業車両又は重機輸送用車両
車検証及び車両の写真（自動車番号標及び車両の形状が確認できるもの）。ただし、重機輸送用車両については、建設重機と同一の使用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。
- イ 審査
交通規制課長は申請に係る車両が規制除外車両に該当するか否かの審査を行うものとし、前記（1）について審査するものとする。
- ウ 届出済証の交付
審査の結果、規制除外車両に該当すると認められたものについては、規制除外車両事前届済証（別記8号様式。以下「除外届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。
- エ 緊急通行車両に係る届出済証の再交付等に関する規定の準用
前記①（2）エ及びオの規定は、除外届出済証の再交付等の手続きに準用する。

⑤ 発災時の規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、警察署長等が警察署、県本部、高速道路交通警察隊本部及び交通検問所において、次のとおり行うものとする。

(1) 事前届車両の確認

ア 確認

除外届出済証を受領し、除外届出済証に記載されている自動車登録番号と現に使用される自動車の番号標に表示されている自動車登録番号を確認するものとする。

イ 確認事の留意事項

(ア) 届出済証の交付を受けていない規制除外車両の確認申請に優先して確認を行い、確認のための審査は省略するものとする。

(イ) 他の公安委員が発行した除外届出済証による確認申請についても、本県公安委員会が交付した除外届出済証と同様に取り扱うものとする。

(ウ) 確認標章の有効期限については、原則として発行の翌日から起算して1か月後の日とする。

(2) 事前届け出車両以外の車両に係る確認

ア 申請者

申請する車両の資料社とする。

イ 対象車両

発災直後においては、事前届出の対象とする車両に対して規制除外車両であることの確認を行う。

発災後、事前届出対象外の車両の通行が可能となった場合には、交通規制課において警察庁と調整の上、次に掲げる車両を規制除外車両とするものとする。

(ア) 燃料を輸送する車両（タンクローリー）

車検証等により車両の形状を確認する。

(イ) 路線バス・高速バス

車検証の使用者が一般乗合旅客自動車運送自動車で、乗車定員が11人以上であることを確認する。

(ウ) 霊きゅう車

車検証等により車両の形状を確認する。

(エ) 一定の物資を輸送する大型貨物自動車

車検証で事業用の大型貨物自動車に該当することを確認した上で、次に掲げる物資等を輸送することを確認する。

- a 医薬品、医療機器、医療用資材等
- b 食料品、日用品等の消費財
- c 建築用資材
- d 金融機関の現金
- e 家畜の飼料
- f 新聞、新聞用ロール紙

(オ) 一定の物資を輸送する大型貨物自動車

ウ 申請書類

規制除外車両確認申請書（別記第10号様式）に規制除外対象車両であることを証する車検証等を添えて行うものとする。

エ 確認

(ア) 除外届出済証の交付を受けていない車両の使用者から申出があった場合は、原則として警察署において規制除外車両であることの確認を行うものとする。

(イ) 前記④（1）及び⑤（2）イに掲げる対象車両に該当するか否かについて審査を行うものとする。

(3) 標章及び確認証明書の交付

除外規制車両であることの確認を行った場合には、災対法施行令第33条第2項並びに災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条第1項及び第2項に規定する標章（別記第4号様式）及び規制除外車両確認証明書（別記第11号様式）に必要な事項を記載し、交付するものとする。

第1号様式

(警察署) 受理番号 号

災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 <p style="text-align: center;">緊急通行車両等事前届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> 千葉県公安委員会 様 申請者住所 委託 <input type="checkbox"/> 氏名 印	災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 <p style="text-align: center;">緊急通行車両等事前届出済証</p> 左記のとおり事前届出を受けたことを証する <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">千葉県公安委員会 印</p>
自動車登録番号	
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあつては 輸送人員又は品 名を記載)	1 警報(地震予報)の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難(救護)、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急復旧(整備・点検) 6 清掃、防疫その他保護衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等(具体的に備考欄に記載) 10 緊急輸送(人) ※ 品名 1 飲料水・食料 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他()
使用者 住所 氏名	備考 (注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、高速道路交通警察隊本部、交通検問所等に提出して所要の受付を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、千葉県公安委員会(警察署又は警察本部交通規制課経由)に届け出てください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。 (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。
出 発 地	
備 考	

注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

注2：緊急輸送の場合は、輸送人員を()に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

第3号様式

(警察署) 第 号

災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用		緊急通行車両等確認申請書		年 月 日
千葉県公安委員会 様		申請者 住所 氏名		印
自動車登録番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）		1 警報(警報)の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難(救護)、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急の復旧(整備・点検) 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等(警備) 10 緊急輸送(人) 品名等 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他()		
使用者	住所			
	氏名	() 局 番		
通行日時		月 日 : から 月 日 : の間		
通行経路		出 発 地	目 的 地	
備 考				

注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

注2：緊急輸送の場合は、輸送人員を()に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

第5号様式

(警察署) 第 号

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">緊急通行車両確認証明書</p> <p style="margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">千葉県公安委員会 印</p>	
自動車登録番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名を記載）	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報の発令、伝達及び勧告、指示 2 消火、水防その他の応急措置 3 救難、救助、保護 4 児童・生徒の応急教育（教材運搬等） 5 施設、設備の応急の復旧 6 清掃、防疫その他保健衛生の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止（具体的に備考欄へ記載） 10 緊急輸送（ 人） <p style="margin: 5px 0;">※ 品名等 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他（ ）</p>
使用者	住所
	氏名 () 局 番
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間
通行経路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。
 2：緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

第6号様式

(警察署) 第 号

緊急輸送車両確認証明書	
年 月 日	
千葉県公安委員会 印	
自動車登録番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名を記載）	1 地震予知情報の伝達及び避難勧告又は指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 応急の救護その他の保護 4 施設・設備の整備及び点検 5 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 6 緊急輸送路の確保 7 清掃・防疫・保健衛生、その他応急措置の整備 8 その他地震災害の発生の防止又は軽減等(具体的に備考欄へ記載) 9 緊急輸送 (人) ※ 品名等 1 飲料水・食料 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品薬品 6 その他()
使用者	住所
	氏名
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間
通行経路	出発地
	目的地
備考	

注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2：緊急輸送の場合は、輸送人員を()に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

(警察署) 受理番号 号

災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 年 月 日 千葉県公安委員会 様 申請者住所 (電話) 氏名 印		災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 第 号 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 千葉県公安委員会 印	
自動車登録番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあつては輸 送人員又は品名を 記載)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
出 発 地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。			

- (注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手續を受けてください。
- 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。
- 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
- (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。
- (2) 規制除外車両が廃車となったとき。
- (3) その他、交通規制対象除外車両としての必要性がなくなったとき。

備考 1：届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする

第11号様式

(警察署) 第 号

<p>規制除外車両確認証明書</p> <p>年 月 日</p> <p>千葉県公安委員会 印</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; margin-left: auto; margin-right: auto;"></div>		
自動車登録番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名を記載)		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間	
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考：用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

様式第1 (県要領関係)

第 号

地震防災 災害 応急対策用 緊急通行車両等確認申請書 年 月 日 千葉県知事 殿 申請者住所 氏名 印	
自動車登録番号	
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載)	1 警報 (地震予知情報) の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難 (救護)、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急の復旧 (整備・点検) 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防備、拡大防止等 (備考欄へ記載) 0 緊急輸送 () 人 ※ 品名等 1. 飲料水・食糧 2. 建築資材等 3. 衣料・寝具 4. 日用雑貨品 5. 医薬品 6. その他 ()
使用者	住所 氏名 () 局 番
通行日時	月 日 : ~ 月 日 : の間
通行経路	出発地 目的地
備考	

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2 緊急輸送の場合は、輸送人員を () に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

第4号様式

登録車両番号	<input type="text"/>
緊	急
有効期限	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

資料第 4 7 : 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等

第 1 号様式

(警察署) 受理番号 号

災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 千葉県公安委員会 様 申請者住所 委託 <input type="checkbox"/> 氏名 印		災 害 地震防災 応急対策用 第 号 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 千葉県公安委員会 印	
自動車登録番号		備考	
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあっては 輸送人員又は品 名を記載)		1 警報 (地震予知情報) の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難 (救護)、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急復旧 (整備・点検) 6 清掃、防疫その他保護衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等 (具体的に備考欄に記載) 10 緊急輸送 (人) ※ 品名 1 飲料水・食料 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他()	
使用者	住所	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害 対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のた めの措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには 、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、高速道路交通 警察隊本部、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてく ださい。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、 汚損し、破損した場合には、千葉県公安委員会 (警察署又は 警察本部交通規制課経由) に届け出てください。 3 次に該当するときには、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。 (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。	
	氏名		
出 発 地			
備 考			

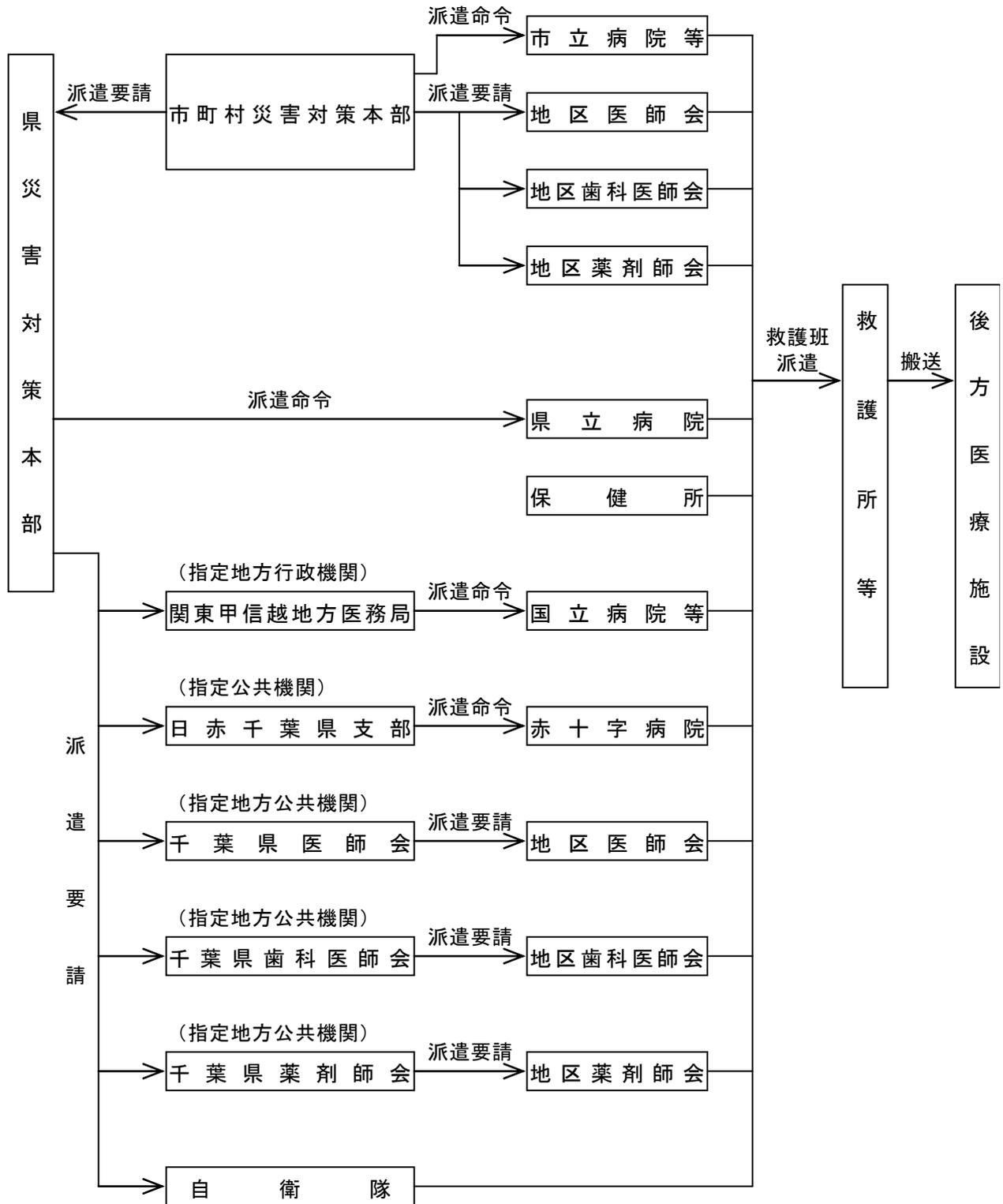
注 1 : 車両の用途欄は、主な用途の番号を 1 つだけ○で囲んでください。

注 2 : 緊急輸送の場合は、輸送人員を () に記入し、主な品名の番号を一つだけ○で囲んでください。

資料第48：ヘリコプター発着場所

名 称	地 番	座 標	長さ・幅
① 鋸南中学校	大六 165 番地	北緯 35 度 07 分 04 秒 東経 139 度 50 分 26 秒	100m × 65m
② 岩井袋野球場	岩井袋 207 番地	北緯 35 度 05 分 57 秒 東経 139 度 50 分 14 秒	100m × 100m

資料第 4 9 : 医療救護活動の体系図



資料第53：埋・火葬台帳

埋 ・ 火 葬 台 帳

整理 番号	埋・火葬者			遺骨引受け人			埋・火葬年月日 引渡し年月日 他
	氏 名	職 業	性別・ 年齢	氏 名	住 所	職 業	

資料第54：火葬場所

火葬場所一覧

(R4. 1. 1現在)

名 称	場 所	TEL
①長狭地区火葬場	鴨川市東町1850-17	04-7094-1170
②安房聖苑	南房総市山名345	0470-36-3360

資料第55：町内各学校の児童数・生徒数及び園児数の状況

(R4. 3. 1現在)

鋸南小学校全校児童数の内訳

鋸南小	学年	1			2			3			4			5			6			特(内訳)	全校計
	通常級人数	21			24			39			37			29			39			知 17 情 4	210人
		普	チ	ジ	普	チ	ジ	普	チ	ジ	普	チ	ジ	普	チ	ジ	普	チ	ジ		
	男子児童	9	0	1	15	2	1	19	1	0	23	0	0	17	4	1	20	2	1		
	女子児童	12	2	0	9	0	0	20	1	0	14	2	0	12	3	0	19	0	0		
	児童計	21	2	1	24	2	1	39	2	0	37	2	0	29	7	1	39	2	1	210	
標準 学級数	1			1			1			1			1			4			10 学級		

鋸南中学校全校生徒数の内訳

鋸南中	学年	1			2			3			特(内訳)	全校計
	通常級人数	38			39			40			知 4 情 3	124人
		普	チ	ジ	普	チ	ジ	普	チ	ジ		
	男子児童	21	0	1	21	1	0	22	2	0	※ ○は2クラス	
	女子児童	17	0	1	18	1	0	18	0	1		
	児童計	38	0	2	39	2	0	40	2	1		
標準 学級数	1			1			1			2		

鋸南幼稚園児童数の内訳

鋸南幼稚園	学年	年小1	年小2	年長	合計
	クラス別	うさぎ	りす	きりん	
	園児 男	7	8	11	26
	園児 女	8	7	13	28
	園児 計	15	15	24	54

鋸南保育所児童数の内訳

鋸南保育所		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	園児数		8	8	14	28	0	0

資料第56：災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

(R3. 6. 18現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額		

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人1日当たり 1,160 円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月)冬季(10月~3月)の季別は災害発生日をもつて決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班… 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所… 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から1ヵ月以内（教科書） 1ヵ月以内（文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 人進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗淨、消毒等） 1体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
--------	--	--	-----------------	--

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第 4 条第 1 項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第 4 条第 2 項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		
--	--	--	--	--

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料第57：り災証明願・り災証明書

(整理番号)

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

千葉県安房郡鋸南町長

資料第58：激甚災害指定基準

激甚災害指定基準（本激）

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5%
		B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% ……の県が1以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5% ……の県が1以上
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%
		B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% ……の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額 > 10億円……の県が1以上
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、 当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、 かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5% 又は (4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用される場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	A 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%
		B 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県の農業者 × 3% ……の県が1以上 ただし、ABとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	A 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5%
		B 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額 > 当該都道府県の生産林業所得推定額 × 60% ……の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1% ……の県が1以上 ただし、ABとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	A 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2%

		<p>B 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06% かつ (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2% ……の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 1,400億円 ……の県が1以上</p> <p>ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
第16条 第17条 第19条	<p>公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例</p>	<p>第2章(第3条及び第4条)の措置が適用される場合。</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>
第22条	<p>罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例</p>	<p>A 被災地全域滅失戸数 ≥ 4,000 戸</p> <hr/> <p>B (1) 被災地全域滅失戸数 ≥ 2,000 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 200 戸又は住宅戸数の1割以上 ……の市町村が1以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数 ≥ 1,200 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 400 戸又は住宅戸数の2割以上 ……の市町村が1以上</p> <p>ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
第24条	<p>小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</p>	<p>第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。</p>
第7条 第9条 第10条 第11条 第14条 第20条 第21条 第25条	<p>開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助 土地改良区等の行なう洪水排除事業に対する補助 共同利用小型漁船の建造費の補助 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例 水防資材費の補助の特例 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例</p>	<p>災害の実情に応じ、その都度検討する。</p>

資料第59：局地激甚災害指定基準

局地激甚災害指定基準

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業 等に関する特別の財政援助	<p>(1) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>①(イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $>$ 当該市町村の標準税収入\times50% (査定事業費が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>(ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $>$ 当該市町村の標準税収入\times20%</p> <p>(ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $>$ 当該市町村の標準税収入\times20% $+$(当該市町村の標準税収入-50億円)\times60%</p> <p>ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p> <p>②①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p>
第5条	農地等の災害復旧事業等 に係る補助の特別措置	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 $>$ 当該市町村の農業所得推定額\times10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>②①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p>
第6条	農林水産業共同利用施設 災害復旧事業費の補助特 例	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 $>$ 当該市町村の農業所得推定額\times10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>②①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。) ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、 当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、 かつ、 当該市町村内の漁船等の被害額$>$ 当該市町村の漁業所得推定額\times10% (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>

第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>(3) 当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの) > 当該市町村に係る生産林業所得推定額(木材生産部門)×1.5 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。)</p> <p>かつ</p> <p>(1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積>300ha 又は (2) その他の災害にあつては、 要復旧見込面積>当該市町村の私有林面積(人工林に係るもの)×25%</p>
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	<p>(4) 中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% (被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。

資料第60：鋸南町保安林区域

(千葉県 HP より)

(単位：面積 ha)

保安林種 林業事務所・市町村別		水源	土砂	土砂	飛砂	防風	水害	潮害	干害	落石	魚つき	航行	保健	風致	水かん	水かん
		かん養	流出	崩壊	防備	防備	防備	防備	防備	防備	防止	目標	兼	兼	兼	兼
中部林業事務所	市原市	147.6	85.9	35.4	—	3.4	—	—	15.2	—	—	—	6.5	2.0	0.1	222.7
	木更津市	26.4	39.2	5.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	君津市	3,774.6	350.9	36.3	—	—	—	—	2.2	—	—	0.0	21.7	—	3.2	1,720.7
	富津市	1,592.5	76.0	64.9	—	25.1	0.2	—	64.8	—	6.5	—	32.0	—	—	218.3
	袖ヶ浦市	—	0.3	1.4	—	0.4	—	—	—	—	—	—	3.7	—	—	—
	計	5,541.1	552.3	143.4	—	28.9	0.2	—	82.2	—	6.5	0.0	63.9	2.0	3.3	2,161.7
南部林業事務所	館山市	23.6	3.8	1.7	—	10.6	—	3.6	—	—	—	—	—	0.1	—	18.4
	鴨川市	1,907.4	147.6	14.2	7.6	8.5	—	3.9	34.3	1.0	25.5	—	0.1	—	0.1	274.9
	南房総市	912.9	145.4	15.1	2.3	29.2	—	—	42.0	—	—	—	0.3	2.8	3.6	—
	鋸南町	—	10.2	4.9	—	1.1	—	0.2	—	—	21.4	—	—	—	—	—
	勝浦市	1,278.1	0.2	9.5	—	7.9	—	—	—	—	28.0	0.0	—	—	—	70.2
	いすみ市	—	2.1	20.1	—	0.2	—	1.5	—	—	12.5	—	—	—	—	—
	大多喜町	2,495.1	27.9	22.2	—	—	—	—	4.5	—	—	—	—	—	1.2	364.7
	御宿町	—	—	2.1	0.8	1.4	—	—	—	—	24.3	1.6	—	—	—	0.1
	計	6,617.1	337.0	89.8	10.7	59.0	—	9.2	80.9	1.0	111.6	1.6	0.4	3.0	4.9	728.3
合計	12,282.0	894.2	332.4	14.7	337.6	1.5	111.9	225.5	1.0	118.2	3.9	84.2	20.9	8.2	2,889.9	

土流兼土崩	土流兼魚つき	土流兼保健	土崩兼防風	土崩兼干害	土崩兼魚つき	土崩兼航行目標	土崩兼保健	土崩兼風致	飛砂兼潮害	飛砂兼保健	飛砂兼水害	防風兼魚つき	防風兼保健	潮害兼保健	干害兼保健	干害兼風致	魚つき兼保健	計	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	115.6	—	—	634.4	
—	—	—	—	—	—	—	—	5.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	76.0	
—	—	—	—	—	2.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,911.7	
—	—	10.1	—	—	—	0.0	—	0.2	108.2	1.5	—	2.1	4.8	—	—	—	30.7	2,237.7	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7.6	—	—	—	—	13.5	
—	—	10.1	—	—	2.1	0.0	—	5.1	108.2	1.5	—	2.1	12.4	—	115.6	—	30.7	8,873.3	
—	—	—	—	—	—	2.7	—	3.8	110.5	1.6	—	—	—	1.4	—	—	4.2	186.0	
—	1.3	—	—	—	1.6	—	—	9.9	4.3	—	—	—	—	—	119.9	—	—	2,561.8	
—	—	—	—	—	—	—	—	31.9	34.6	—	—	—	0.8	—	1.7	—	—	1,222.7	
—	—	—	—	—	1.7	—	—	—	—	—	—	0.4	—	1.3	—	—	—	41.1	
—	—	—	—	—	2.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,396.7	
—	—	—	—	—	—	—	—	19.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	56.0	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,915.6	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5.8	—	—	2.9	—	—	—	—	39.0	
—	1.3	—	—	—	6.2	—	2.7	9.9	59.3	145.1	7.4	—	0.4	3.8	2.7	121.6	—	4.2	8,418.8
0.0	1.3	10.1	0.6	0.0	6.2	2.1	2.7	11.2	70.0	867.6	9.5	17.5	2.4	18.4	60.5	248.7	4.3	34.9	18,694.1

資料第 6 1 : 町内雨量観測施設

- ① 浄水場 5 5 - 1 2 2 9
- ② 佐久間ダム管理事務所 5 5 - 8 6 2 2

資料第62：消防法別表第一に規定される危険物

消防法別表第一に規定される危険物一覧

(R3. 9. 1現在)

類別	性質	品名
第一類	酸化性固体	一 塩素酸塩類 二 過塩素酸塩類 三 無機過酸化物 四 亜塩素酸塩類 五 臭素酸塩類 六 硝酸塩類 七 よう素酸塩類 八 過マンガン酸塩類 九 重クロム酸塩類 十 その他のもので政令で定めるもの 十一 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第二類	可燃性固体	一 硫化りん 二 赤りん 三 硫黄 四 鉄粉 五 金属粉 六 マグネシウム 七 その他のもので政令で定めるもの 八 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの 九 引火性固体
第三類	自然発火性物質及び禁水性物質	一 カリウム 二 ナトリウム 三 アルキルアルミニウム 四 アルキルリチウム 五 黄りん 六 アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く。)及びアルカリ土類金属 七 有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。) 八 金属の水素化物 九 金属のりん化物 十 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 十一 その他のもので政令で定めるもの 十二 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第四類	引火性液体	一 特殊引火物 二 第一石油類 三 アルコール類 四 第二石油類 五 第三石油類 六 第四石油類 七 動植物油類
第五類	自己反応性物質	一 有機過酸化物 二 硝酸エステル類 三 ニトロ化合物 四 ニトロソ化合物 五 アゾ化合物 六 ジアゾ化合物 七 ヒドラジンの誘導体 八 ヒドロキシルアミン 九 ヒドロキシルアミン塩類 十 その他のもので政令で定めるもの 十一 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第六類	酸化性液体	一 過塩素酸 二 過酸化水素 三 硝酸 四 その他のもので政令で定めるもの 五 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの